

国際モータースポーツ競技規則付則L項

(国際ドライバーライセンス、身体検査、ドライバーの装備および行為)

公認のF I A規定の各国語訳に用いられる術語に関して、解釈の相違がある場合には、仏文のみが正式のものとなされる。

本書に収められているF I Aにより制定された各種の規定の条文（国際モータースポーツ競技規則およびその付則と、F I A国際選手権の規定）は、2021年12月15日から適用されるものである。それ以降の改訂はF I A公式ブルテンに発表される。

第1章 F I A国際ドライバーライセンス

第1条 総則

1. 1) 規則

すべてのF I A国際ドライバーライセンスの発給は国際モータースポーツ競技規則、とりわけ競技参加者およびドライバーに関する条文に統括される。付則L項の本章ではサーキットおよび公道における競技、ヒストリックカー競技、ドラッグレーシング、および身体的な障がいを持つドライバーとナビゲーターに対してのライセンスの等級、資格の必要条件、記載内容、効力性を定める。

本章で使用される「選手権」という用語にはトロフィー、カップおよびチャレンジを含むものとする。

重量＝関連する技術規定に記載されている通りの、ドライバーを含めた走行状態での車両重量 (kg)。

パワー＝クランクシャフトで測定された車両の最大出力 (hp)。

1. 2) 年齢基準

一般：国際ドライバーライセンスを取得するためには、申請者

はライセンスの各グレードに指定された最低必要年齢を満たしていなければならない。

申請者が未成年の場合常に、親または後見人が申請書に連署しなければならない。後見人であることを証明する書類が必要な場合がある。

1. 3) **世界事故データベース同意宣言 (WADB)**

FIA国際ドライバーライセンスの申請を行う際に、申請者はWADB(世界事故データベース)同意宣言を「受け入れる」あるいは「受け入れない」のいずれかを表明しなければならない(WADB内の個人データ処理)。WADB同意宣言は、本付則L項の付則2に記載されている通り、すべてのライセンス申請書式および手順に含まれていなければならない。申請者は表示される通りに自身の選択を表示し、その選択を確認するために申請書に署名しなければならない。

1. 4) **FIA国際ドライバーライセンスの記載内容**

- 「国際自動車連盟」の表記およびASN名称
- 「FIA国際ライセンス」の表記
- ライセンス番号
- ライセンスグレード
- ライセンスの有効開始日と有効期限(第9条8参照)
- ドライバーの最近の写真
- ドライバーのフルネーム
- ドライバーの生年月日(任意)
- 健康診断の結果に基づき、次の文言：
「FIAの医療基準に準じ、モータースポーツをするに適している。
日付
眼鏡等(眼鏡またはコンタクト) あり/なし
特別な医療管理事項 あり/なし
- ライセンス申請にて、義務付けられるWADB同意宣言に関してなされた選択に従い、以下の文言：
「WADB内での個人データの処理についての同意：はい/いいえ」

任意：

ASNがライセンス保持者に対し、海外での国内競技会および国際競技会に参加するための恒久的な権限を与えたい場合、ライセンスに以下の内容を記載しなければならない。

- FIA ISCの第2条3.7および第3条9.4に従い、海外の国内および国際競技会に参加するための許可。

国際ドライバーライセンスカードには、第1条4に従って、制作や各国語の記載を容易にするために、コード化または省略したテキストを含めることが推奨される。

FIAコード化または省略されたテキストは、以下の通り。

前面		
“logo”	FIAの名称とロゴ	
“words”	国際ライセンス	
“logo”	ASNの名称とロゴ	
裏面 - コードまたは省略されたテキスト		
“Specimen”	“写真”	
“grade”	“ライセンスグレード”	
“name”	“ドライバー名”	
N.	ライセンス番号	番号
EXP.	ライセンス有効期限	日付
FIA M.S.	FIA医療基準に準じ適性あり	日付
C.EYE.	矯正視力	はい/いいえ
MS	医学的管理事項	あり/なし
WADB	WADB データ処理に同意	はい/いいえ
D.o.B	生年月日	日付
任意項目 - コードまたは省略されたテキスト		
FIA ISC - (2.3.7/3.9.4)	海外における競技認可 (FIA ISC 2.3.7/3.9.4)	FIA ISC - (2.3.7/3.9.4)

1. 5) ライセンスの発給

国際ドライバーライセンスは、特段に明記されない限り、ドライバー管轄のASNが、国際モータースポーツ競技規則及び本付則L項に従い、要求された等級に定められた基準に従ってド

ライバーの成績、能力および行為が十分であることを確認した後発行されるものとする。

1. 6) 有効性

1. 6. 1 上級ライセンス等級は、下位のレベルおよび種目に対して常に有効である。：ただし、

a) 年齢制限が定められている場合を除く。

b) 本付則に別段の記載がない場合に限り。

c) 競技の競技規則に特に明記されていない限り。

1. 6. 2 ドライバーは、両方のグレードが同じライセンスに明記され、ライセンス番号が1つである限り、サーキット用の1つのグレードのライセンスと公道用の1つのグレードのライセンスを保持することができる。

この場合、ライセンス停止処分の際には1つのライセンスとみなされる。

1. 6. 3 各グレードのサーキットレース・ライセンスは、バンクを有するオーバル・スピードウェイ・サーキットで、記載されているカテゴリーの車両でレースを行う場合に有効である。

ただし、このようなサーキットを有する国のASNは、オーバルレースに初めて参加するドライバーに対し、参加許可を得るために、このようなサーキットでの適切な技量および一定のテストを満足することを求めることが推奨される。

1. 7) 安全トレーニング

初めて国際ライセンスを取得申請する者は、ライセンスのグレードごとに定められたFIA e-ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

1. 8) ヒストリックライセンスの設定

ヒストリックモータースポーツと現代のモータースポーツを区別した設定を維持するため、ASNは、資格付与基準を尊重した上で、ライセンスグレードに「H」コードを追加し、「ヒストリックモータースポーツイベントのみ」と記した、認定グレードライセンスの発給承認することがある。

1. 9) 定義

Circuit (サーキット)

サーキットで行われる競技または車両をいう（付則 O 項第 2 条による）。カート、シングルシーター、プロトタイプ、GT、ツーリングカー、オートクロス、ラリークロス、ヒストリックサーキット、トラック、およびドリフト。

Road (道路)

クローズドロードやオープンロードで行われる競技や車両をいう（ラリー、クロスカントリー、ヒルクライム、ヒストリックラリー）。

ライセンス取得の対象となる競技

競技会の競技規定でそのように見なされ、国際モータースポーツ競技規則の第 20 条で定義されている個々の競技のみが、ライセンス取得のための競技会としてみなされる。当該 A S N のカレンダーに掲載されている国内競技、および／または F I A 国際スポーツカレンダーに掲載されている国際大会のみが、考慮の対象となる。

ライセンス資格競技が付与条件に達成されたとみなされるには、ドライバーが積極的に競技に参加し、競技の公式最終順位認定（結果一覧）に入らなければならない（ヒートは対象外）。

パワーウエイトレシオ

重量 = 関連する技術規定に記載されている通りの、ドライバーを含めた走行状態での車両重量 (kg)。

パワー = クランクシャフトで測定された車両の最大出力 (hp)。

A S N 承認競技会

競技が開催される国の A S N によって認可または承認された、国内または国際の競技の一切をいう。

第2条 ライセンスグレードのタイプ

国際ドライバーライセンスグレードと、それが必要かつ有効な競技は以下の通り。

種目／カテゴリ別に必要なライセンスの最低等級				
条項	グレード	グループ	種目 / カテゴリタイプ	パワー/重量
第3条	ITG	Circuit	ジュニアカート	W/P
			オートクロス - ジュニアXC	適用なし
第4条	ITF	Circuit	制限付きシニアカート	W/P
			オートクロス - ジュニアXC	適用なし
第5条	ITE	Circuit	シニアカート	W/P
			オートクロス - ジュニアXC	適用なし
			ジュニアラリークロス	W/P 5Kg/HP 以下
第6条	ITD - C	Circuit	単座席	W/P 3Kg/HP 以下
			プロトタイプ	
			各種GT	
			ツーリングカー	
			トラック 2	
			ドリフトD1	W/P 適用なし
			オートクロス (スーパーバギー除く)	
			ラリークロス (スーパーカー除く)	
以下を除くヒストリック： HF1/インディ (G), HF2 (H), HF5000, HFA, HGC, カンナム				
第7条	ITD - R	Roads	ラリー (Rally3, Rally4, Rally5)	W/P 5Kg/HP 以下
			クロスカントリー (T1除く)	W/P 適用なし
			ヒルクライム (CN/D, E2 CATII除く)	
			ヒストリックスピードラリー	W/P
			ヒストリックヒルクライム	適用なし

国際モータースポーツ競技規則付則 L 項

第8条	IT C - C	Circuit	単座席	W/P 2~3 Kg/Hp	
			プロトタイプ		
			各種GT		
			ツーリングカー		
			トラック1	W/P 適用なし	
			オートクロススーパーバギー		
			ラリークロススーパーカー		
以下のヒストリック: HF1/インディ (G) , HF2 (H) , HF5000, HFA, HGC, カンナム					
第9条	IT C - R	Roads	ラリー (Rally1, Rally 2, RGT)	W/P 3~5 Kg/Hp	
			クロスカントリー (T1)		
			ヒルクライム (CN/D, E2 CATII)	W/P 適用なし	
第10条	ITB	Circuit	単座席	W/P 1~2 Kg/Hp	
			プロトタイプ		
			各種GT		
			ツーリングカー		
第11条	ITA	Circuit	単座席	W/P 0~1 Kg/Hp	
			プロトタイプ		
第12条	IT D1		単発競技	条項参照	
第13条	FIA F1 SL		FIAフォーミュラ1		
第13.2条	FIA FP F1 SL		FIA F1フリー走行		
第14条	FIA FE		FIAフォーミュラE		
第15条	IT LSR		陸上速度記録		
第16条	IT TR		レーシングトラック		
第17条	IT DR		ドラッグスター		
第18条			障がいのある参加者		
第19条			FIA代替エネルギーカップ		
第20条	IT-REG	-	レギュラリティ国際ライセンス		検討中
第21条	-	-	国際ロードドライバー		

第3条 インターナショナルグレードG (ITG)

3. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit (サーキット)

ジュニアカートOK、ジュニアオートクロス、およびジュニアXC、または同等のカテゴリーに限定して必要。

b) Road (道路)

R o a d (道路)での競技には有効ではない。

3. 2) 年齢基準

11歳(参加年の1月1日以前に11歳の誕生日を迎える)と14歳(参加カレンダー一年中に14歳の誕生日を迎える)の間のドライバー。

3. 3) 資格基準

申請者は、国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

3. 4) 補足条件

ドライバーは、ASN認可の医師による適性検査を受けなければならない。その際、身長と体重が記録されなければならない。また、競技中常に、ドライバーの体重(装備品を含む)は、35kg以上でなければならない。

ライセンスは、ドライバーの14歳の誕生日を過ぎても、その年の終わりまで有効とすることができる。

安全性に関連する例外的な状況において、ドライバーのASNが作成した書類に基づきFIAが評価した場合、ITGライセンスは、ライセンスが発給された年に15歳の誕生日を迎えるドライバーに発給される場合がある。

その年にITFライセンスにアップグレードすることが最終となる。

3. 5) ドライバートレーニング

初めてITGライセンスを取得申請する者は、FIA e-ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

第 4 条 インターナショナルグレード F (I T F)

4. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit (サーキット)

シニアカートOK(ギアボックス無しカテゴリーのみ)、ジュニアオートクロス、ジュニアXC、または同等のカテゴリーに限定して必要。

b) Road (道路)

R o a d (道路)での競技には有効ではない。

4. 2) 年齢基準

13歳(参加年の1月1日以前に13歳の誕生日を迎える)から15歳(参加カレンダー一年中に15歳の誕生日を迎える)の間のドライバー。

4. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードGライセンスまたは同等グレードの国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

4. 4) 補足条件

ドライバーは、ASN認可の医師による適性検査を受けなければならない。その際、身長と体重が記録されなければならない。また、競技中常に、ドライバーの体重(装備品を含む)は、40kg以上でなければならない。

ライセンスは、ドライバーの15歳の誕生日を過ぎても、その年の終わりまで有効とすることができる。

その年にITEライセンスにアップグレードすることが最終となる。

4. 5) ドライバートレーニング

初めてITFライセンスを取得申請する者は、F I A e -ラ

ーニングによる安全講習を受けなければならない。

第5条 インターナショナルグレードE (ITE)

5. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit (サーキット)

カートOK-シニア (ギアボックス無しおよびギアボックスカテゴリー)、ジュニアオートクロス、XC-シニア、または同等のカテゴリーに、パワーウエイトレシオに関係なく限定して必要。

ラリークロスカーでパワーウエイトレシオが $5\text{kg}/\text{hp}$ を超えるもの。

b) Road (道路)

Road (道路)での競技には有効ではない。

5. 2) 年齢基準

14歳の (参加年の1月1日以前に14歳の誕生日を迎える) ドライバー。

5. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードFまたはGライセンス、あるいは同等グレードの国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

5. 4) ドライバートレーニング

初めてITEライセンスを取得申請する者は、FIA e-ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

第6条 インターナショナルグレードD (ITD-C)

6. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit (サーキット)

パワーウエイトレシオが $3\text{kg}/\text{hp}$ を超えるすべてのサーキット

カーに必要とされる。

単座席、G T、ツーリングカー、オートクロス（オートクロススーパーバギーを除く）、ラリークロス（スーパーカーを除く）、トラック（F I Aトラックを除く）、ドリフト、または同等のカテゴリー。

サーキット競技に参加するヒストリックカー（第8条1項aに掲げるものを除く）。

b) Road (道路)

R o a d (道路)での競技には有効ではない。

6. 2) 年齢基準

ドライバーは、満16歳（生年月日に依る）以上で、第6条3項に定める資格基準を満たさなければならない。

6. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同等グレードの国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

6. 4) ドライバートレーニング

初めてITD Cライセンスを取得申請する者は、F I A e-ラーニングによるCircuit（サーキット）の安全講習を受けなければならない。

第7条 インターナショナルグレードD (ITD-R)

7. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit (サーキット)

Circuit（サーキット）での競技には有効ではない。

b) Road (道路)

パワーウエイトレシオが5kg/hpを超えるすべてのロードカーに必要である。

スポーツラリー車両 (Rally3, Rally4, Rally5)、クロスカン
トリー車 (T1 除く)、またはそれと同等なカテゴリー。

ヒルクライム車両。ただし、FIA付則J項第251条1. 1項
に定めるカテゴリーIIのグループCN、D、E2に属する車は除
く (W/P比は適用しない)。

付則K項で定義され認められた一切のヒストリックラリーカー
(W/P比は適用されない)。

7. 2) **年齢基準**

ドライバーは、満16歳 (生年月日に依る) 以上で、第7条3項
に定める資格基準を満たさなければならない。

7. 3) **資格基準**

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同等グレードの国
内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくと
も5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行
うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス
発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のA
SNからの報告を要求すること。

7. 4) **ドライバートレーニング**

初めてITD-Rライセンスを取得申請するドライバーは、F
IA e-ラーニングによるRoad (道路) の安全講習を受けな
なければならない。

第8条 インターナショナルグレードC (ITC-C)

8. 1) **以下に必要な最低ライセンス**

a) **Circuit (サーキット)**

パワーウエイトレシオが2kg/hpと3kg/hpの間のすべてのサー
キット車両に必要とされる。

単座席、プロトタイプ、GT、ツーリングカー、FIAオート
クロススーパーバギー、FIAラリークロススーパーカー、お
よびFIAトラック選手権、または同等のカテゴリー。

ヒストリックF1車両 (ピリオドG以降)、F2車両 (ピリオ

ドH以降)、インディカー (ピリオドG以降)、フォーミュラ 5000およびフォーミュラA車両 (すべて)、グループCカー (すべて)、カンナムカー (すべて)、2リッターを超えるスポーツプロトタイプ (ピリオドG以降) はパワーウエイトレシオに関係なく。

b) Road (道路)

R o a d (道路) での競技には有効ではない。

8. 2) 年齢基準

ドライバーは、満16歳 (生年月日に依る) 以上で、第8条3項に定める資格基準を満たさなければならない。

8. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同等グレードの国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定する競技において、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行ったことが確認されなければならない：

a) I T D - Cライセンスで、ASN承認のサーキット競技に少なくとも5回出場していること。

または

b) I T Eライセンスで、ASN承認のサーキット競技に10回以上出場していること。

または

c) 同等グレードの国内ライセンスで、少なくとも10回のASN承認競技 (最低5回のサーキット競技) に出場していること。

カート、シングルシーター、GT、ツーリングカー、オートクロス、ラリークロス、ヒストリックサーキット、およびトラック、またはそれと同等な競技 (ドリフトを除く)。

その他の種目の競技は一切考慮されない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

8. 4) ドライバートレーニング

初めてI T C - Cライセンスを取得申請するドライバーは、F

I A e-ラーニングによるCircuit（サーキット）の安全講習を受けなければならない。

第9条 インターナショナルグレードC（I T C-R）

9. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit（サーキット）

Circuit（サーキット）での競技には有効ではない。

b) Road（道路）

パワーウエイトレシオが3kg/hpと5kg/hpの間のすべての一般道用車両に必要とされる。

スポーツラリー車（R a l l y 1、R a l l y 2、およびR G T）、クロスカントリー（T 1）車、またはそれと同等なカテゴリー。

F I A付則J項第251条1項1に定めるカテゴリーIIのグループC N、D、E 2に属するヒルクライムカー（W/Pレシオは適用されない）。

9. 2) 年齢基準

ドライバーは、満16歳（生年月日に依る）以上で、第9条3項に定める資格基準を満たさなければならない。

9. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードD-Rライセンスまたは同等グレードの国内ライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定する競技において、ライセンス発給元のA S Nが満足する競技を行ったことが確認されなければならない。

a) I T D-Rライセンスで、A S N承認のRoad（道路）競技に少なくとも5回出場していること。

または

b) 同等グレードの国内ライセンスで、少なくとも10回のA S N承認競技（最低5回のRoad（道路）競技）に出場していること。
スポーツラリー、クロスカントリーあるいはヒルクライム、またはそれと同等な競技。

その他の種目の競技は一切考慮されない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

9. 4) ドライバートレーニング

初めてITC-Rライセンスを取得申請するドライバーは、FIA e-ラーニングによるRoad（道路）の安全講習を受けなければならない。

第10条 インターナショナルグレードB（ITB）

10. 1) 以下に必要な最低ライセンス

a) Circuit（サーキット）

パワーウエイトレシオが1kg/hpと2kg/hpとの間のすべての車両に必要とされる。

単座席、プロトタイプ、GT、およびツーリングカー、またはそれと同等なカテゴリー。

b) Road（道路）

Road（道路）での競技には有効ではない。

10. 2) 年齢基準

ドライバーは、満16歳（生年月日に依る）以上で、第10条3項に定める資格基準を満たさなければならない。

10. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードC-Cライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定するASN承認のサーキット競技において、少なくとも5回、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行ったことが確認されなければならない。その2年間に2020年または2021年が含まれる場合、申請前の3年間で代わりに考慮される。

単座席、プロトタイプ、GT、またはツーリングカーの競技で、最低限必要なライセンスがITC-Cである場合。

その他の種目の競技は一切考慮されない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、競技の親A

S Nからの報告を要求すること。

10. 4) **更新または失効**

グレードBライセンスに対する資格を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低1戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているA S Nが納めるまで、再審査されなくてはならない。その12ヶ月の期間に2020年または2021年が含まれる場合は、申請前の24ヶ月間を考慮すること。

第11条 インターナショナルグレードA (I T A)

11. 1) **以下に必要な最低ライセンス**

a) **Circuit (サーキット)**

パワーウエイトレシオが1kg/hp以下のすべての車両に必要とされる。

単座席、プロトタイプ、またはそれと同等なカテゴリー。

b) **Road (道路)**

R o a d (道路)での競技には有効ではない。

11. 2) **年齢基準**

ドライバーは、満17歳(生年月日に依る)以上で、第11条3項および第11条4項に定める資格基準を満たさなければならない。

11. 3) **資格基準**

ドライバーは、現行のF I A国際グレードBライセンスを保有していなければならない。

ドライバーは、グレードCの選手権の6大会を出場完了していなければならない。

11. 4) **補足条件**

11. 4. 1 ドライバーは少なくとも累計14ポイントを獲得していなければならない。

A S Nは次のいずれかで累積したポイント数のいずれか高い方を考慮する。

(a) 申請日直前の3カレンダー年間、あるいは(b) 申請のカレンダー年に累計したポイントに加えて申請日直前

の2カレンダー年間。

(a)の申請日の直前の3カレンダー年に2020年または2021年が含まれる場合、ASNは申請の年の直前の4カレンダー年のうちいずれか3カレンダー年間で蓄積された最も高いポイント数を考慮する。(b)に記載された申請日の直前の2カレンダー年に2020年または2021年が含まれる場合、ASNは、申請のカレンダー年の累積ポイントに加えて、申請日の年の直前の3カレンダー年のうちのいずれか2カレンダー年における最高の累積ポイントを考慮する。すべてのポイントは付則1に掲載される。ASNはこれらを考慮するにあたり第11条4.3及び第11条4.4の規定に認められる一切のポイントを含める。

- 11. 4. 2 ドライバーは、付則1にあるいずれかの選手権での、2つのフルシーズンにおいて、各々少なくとも80%に参戦していなければならない。
- 11. 4. 3 グレードB選手権、あるいはFIA F3レジョナル選手権にて2つのフルシーズンを完了したドライバーには、一回限り追加の5ポイントが与えられる。これらの追加ポイントはグレードAライセンスの必要条件についてのみ数えられる。
- 11. 4. 4 管轄のASNにより、適切な技能と経験を有していると見なされたドライバーには、ライセンス発給ASNの裁量にて、1～最大5ポイントの追加点が与えられる。これらの追加ポイントはグレードAライセンスの必要条件についてのみ数えられる。

11. 5) ドライバーのトレーニング

国際モータースポーツ競技規則の最重要項目について、ドライバーは管轄のASNによって実施される質問セッションを成功裡に終了させなければならない。

11. 6) 更新あるいは失効

グレードAライセンスに対する資格を維持するためには、そのドライバーは12ヵ月毎に適切なカテゴリーの国際格式競技に最低1戦出場しているか、またそうでない場合には国際格式競技

の練習走行期間の間、ライセンスを発給しているASNが納得するまで、再審査されなくてはならない。その12ヶ月の期間に2020年または2021年が含まれる場合は、申請前の24ヶ月間を考慮すること。

第12条 インターナショナルグレードD1 (ITD1)

12. 1) 以下に必要な最低ライセンス

ITD1ライセンスは、FIAがITD1ライセンス保持者の参加を個別に認め、FIA国際カレンダーにその旨記載されている特定の国際競技にのみ有効である。

12. 2) 年齢基準

ドライバーは、満16歳（生年月日に依る）以上でなければならない。

12. 3) 資格基準

取得に当たって試行期間が必要とされることはない。ITD1ライセンスは1競技についてのみ有効であり、当該競技会の名称と日付が、発給ASNによってライセンス上に記載されていなくてはならない。

本ライセンスには、当該競技における本ライセンス所持者の役目および走行許可の有無が明記されていなければならない。競技が公道で行われる場合には、（当該公道が閉鎖されるか否かを問わず）、ITD1ライセンス所持者は、当該競技が開催される国で有効な運転免許証を所持していなければならない。個々のドライバーに対してこのライセンスの発行回数に制限はない。

12. 4) ドライバートレーニング

初めてITD1ライセンスを取得申請する者は、FIA e-ラーニングによる安全講習を受けなければならない。

第13条 スーパーライセンスの資格と発給条件

FIAフォーミュラ1のスーパーライセンスはFIAによって発給される。

13. 1) 資格

13. 1. 1 ドライバーは、現行の F I A 国際グレード A ライセンスの所持者でなければならない。
13. 1. 2 スーパーライセンスの初回申請の際、ドライバーは有効な運転免許証の所持者でなければならない。
13. 1. 3 ドライバーは、最初に参加する F 1 競技大会の開始時点で、少なくとも 18 歳でなければならない。
13. 1. 4 a) スーパーライセンスの初回申請の際、または本条項 13. 1. 6 c) に基づきスーパーライセンスを申請する際は、ドライバーは国際スポーツ競技規則、および F 1 競技規則の最重要事項に関する質問セッションを成功裡に修了しなければならない。
- b) すべての F 1 スーパーライセンスの要請においては、当該 F 1 チームは、国際モータースポーツ競技規則および F 1 競技規則の最重要事項についてのブリーフィングをドライバーとともに開催したことを F 1 スーパーライセンス申請書を介して証明しなければならない。
13. 1. 5 ドライバーは、付則 1 にあるいずれかのシングルシーターの選手権での、2 つのフルシーズンにおいて、各々少なくとも 80% に参戦していなければならない。
13. 1. 6 更にドライバーは、以下の必要条件の少なくとも 1 つを満たさなければならない：
- a) 申請前の 3 年間に少なくとも 40 ポイントを累積する。F I A は次のいずれかで累積したポイントのいずれか高い方を考慮する。(a) 申請日直前の 3 カレンダー年間、あるいは (b) 申請のカレンダー年に累計したポイントに加えて申請日直前の 2 カレンダー年間。すべてのポイントは付則 1 に掲載される。(a) の申請日の直前の 3 カレンダー年間が 2020 年または 2021 年を含む場合、F I A は、申請日の直前の 4 カレンダー年間のうち、いずれかの 3 カレンダー年間に蓄積された最高ポイント数を考慮する。(b) の申請日の年の直前の 2 カレンダー年間が 2020 年または 2021 年を含む場合、F I A は、申請のカレンダー年のポイントに加えて、申請日の年の直前の 3 カレンダー年間のうち、いずれかの 2 カレンダー年間に

蓄積された最高ポイント数を考慮する。

- b) スーパーライセンス（フリープラクティス専用のスーパーライセンスを除く）を取得しており、申請前に過去3年間のいずれかでF I A フォーミュラ1世界選手権のフリー走行中に100km以上完走したことがある。
- c) 過去3年の間より前にスーパーライセンス（フリープラクティス専用のスーパーライセンスは除く）が与えられたことがある。この場合、ドライバーは、シングルシーターのフォーミュラ車両において、近年中に一貫して突出した才能があるとF I Aで独自に判断されなければならない。
- d) スーパーライセンスポイントを30点以上獲得しているが、付則1に記載された選手権の1つ以上に参加している間に、F I Aの独自の判断で、その者のコントロールが及ばない状況あるいは不可抗力により、上記a) からc) のいずれかに該当する資格を得ることができないと判断された者。

さらに、b)、c) およびd) について：

当該F 1 チームは申請に先立つ180日以内に申請者が相当とするフォーミュラ1の車両（1）で、最低300kmをレーシングスピードで最大2日間の間に走行していることを、テストを行った国のASNが証明されるか、F I A フォーミュラ1世界選手権ドライバー部門対象のイベント中に申請者が行ったことを示さなければならない。ドライバーがヒストリックカーで最低300kmを走行したという場合、当該F 1 チームは、F 1 スーパーライセンス申請書式にて、当該ドライバーがすべての関連する現行車両の制御とシステムについて正しく習熟するためのブリーフィングを行ったことを証明しなければならない。

- (1) 現行車両、以前の車両あるいはヒストリックカーはF 1 競技規則で定められたもの。

- 13. 2) **フリープラクティス専用のスーパーライセンスの取得要件**
- 13. 2. 1 ドライバーは現在有効なF I A国際グレードAライセンスを保有していなければならない。
- 13. 2. 2 フリープラクティス専用のスーパーライセンスの初回申請

の際、ドライバーは有効な運転免許証の所持者でなければならない。

13. 2. 3 ドライバーは、最初に参加する F 1 競技大会の開催時点で少なくとも18歳でなければならない。
13. 2. 4
- a) フリープラクティス専用のスーパーライセンスの初回申請時ドライバーは F I A フォーミュラ 2 選手権の 6 つの競技会を完了しているか、前の 3 年以内で累積 25 ポイントを獲得してなければならない。申請日の直前の 3 カレンダー年に 2020 年または 2021 年が含まれている場合、F I A は申請日の年の直前の 4 カレンダー年のうち、いずれか 3 カレンダー年で累積した最も高いポイントを考慮する。さらにドライバーは国際モータースポーツ競技規則および F 1 競技規則の最重要項目に関する質問セッションを成功裡に終了させなければならない。
- b) すべてのフリープラクティス専用のスーパーライセンスの要請においてドライバーは、F I A フォーミュラ 2 選手権のフルシーズンを完了しているか、前の 3 年以内で累積 25 ポイントを獲得してなければならない。さらに、当該 F 1 チームは、国際モータースポーツ競技規則および F 1 競技規則の最重要事項についてのブリーフィングをドライバーとともに開催したことを、F 1 スーパーライセンス申請書を介して証明しなければならない。
13. 2. 5 ドライバーは、シングルシーターのフォーミュラカーで突出した才能があることを示し、F I A により認められた者。当該 F 1 チームは、申請に先立つ 180 日以内に申請者が相当とするフォーミュラ 1 の車両 (1) で、最低 300km をレーシングスピードで最大 2 日間の間に走行していることを、テストを行った国の A S N が証明していることを示さなければならない。ドライバーがヒストリックカーで最低 300 km を走行したという場合、当該 F 1 チームは、F 1 スーパーライセンス申請書式にて、当該ドライバーがすべての関連する現行車両の制御とシステムについて正しく習熟するためのブリーフィングを行ったことを証明しなければならない。

ない。

- (1) 現行車両、以前の車両あるいはヒストリックカーはF1競技規則で定められたもの。
13. 2. 6 ドライバーは12カ月は試行期間とされ、フリープラクティス専用のスーパーライセンスは仮所持であり、いつでも再審査を受けることになる。
13. 3) **申請手順**
- a) 申請者が参戦しようとする最初のFIAフォーミュラ1世界選手権競技の車両検査の14日前までに申請を完了しなければならない。やむを得ない理由により選手権のドライバー交代をする場合は、その競技の最初の車両検査が始まる48時間以上前にFIAに申請が受理されていなければならない。
- b) 現有の競技ライセンスを発給したASNは、ドライバーの競技記録、現有の国際Aライセンスナンバーとともに特別な推薦状を一緒に提出しなければならない。
- c) ドライバーは、完璧なスーパーライセンス申請書をFIAに提出しなければならない。
- d) 年間のスーパーライセンス料金がFIAに支払われていなければならない。
13. 4) **発給条件**
13. 4. 1 13. 1) あるいは13. 2) および13. 3) の条件を満たしていれば、FIAはスーパーライセンスを発給する。
13. 4. 2 スーパーライセンスは発給した年の末日まで有効である。
13. 4. 3 スーパーライセンスを取得したドライバーについて、見習い期間である初のフォーミュラ1レースの後12カ月の間は、いつでも再審査が行われる。

第14条 e ライセンスの取得条件

14. 1) **e ライセンスの取得資格**
14. 1. 1 ドライバーは、有効なFIA国際グレードBライセンス許可の所持者でなければならない。
14. 1. 2 ドライバーは、初めてeライセンスを申請する時には有効な運転免許証を所持してしなければならない。

14. 1. 3 ドライバーは、最初のフォーミュラE競技会の開始時に、少なくとも18歳でなければならない。
14. 1. 4 ドライバーは、競技にかかる電氣的な安全面、技術面、競技面についての最重要事項のトレーニング過程を成功裡に修了しなければならない。
14. 1. 5 ドライバーは、国際スポーツ競技規則と F I A フォーミュラ E 選手権の競技規則の最重要事項の質問セッションを成功裡に修了しなければならない。
14. 1. 6 ドライバーは、以下の必要条件の少なくとも 1 つを満たさなければならない：
- a) 前シーズンに F I A フォーミュラ E 選手権のドライバーとして少なくとも 3 つのレースに出場しているか、3 シーズン以内に 10 回出場。
 - b) 申請前の 3 年間に少なくとも 20 ポイントを累積。F I A は次のいずれかで累積したポイントのいずれか高い方を考慮する。
 - (a) 申請日直前の 3 カレンダー年間、あるいは (b) 申請のカレンダー年に累計したポイントに加えて申請日直前の 2 カレンダー年間。すべてのポイントは付則 1 に掲載される。
 - (a) の申請日の直前の 3 カレンダー年に 2020 年または 2021 年が含まれる場合、F I A は申請日の年の直前の 4 カレンダー年のうち、いずれか 3 カレンダー年に蓄積された最高ポイント数を考慮する。(b) の申請日の直前の 2 カレンダー年に 2020 年または 2021 年が含まれる場合、F I A は申請のカレンダー年の累積ポイントに加え、申請日の年の直前の 3 カレンダー年のうちいずれか 2 カレンダー年での最高ポイントを考慮する。
 - c) 過去に F 1 スーパーライセンスを所持。
この場合、ドライバーは、F I A フォーミュラ 1 世界選手権あるいは付則 1 に掲載される選手権の 1 つ以上において、近年中に一貫して突出した才能があると F I A で独自に判断されなければならない。
 - d) 上記 a) から c) の資格要件を満たす機会がないが、単座席のフォーミュラカーにおいて顕著な才能を一貫して示したと

F I A に独自で判断された者、あるいは付則 1 に掲載される選手権において最低20ポイント（優勝者／シーズン）を付与された者。

14. 2) 申請手順

14. 2. 1 14. 1. 6 a)、b) または c) の下で資格を有するドライバーについては、参戦しようとする最初の F I A フォーミュラ E 世界選手権競技の車両検査の14日前までに申請を完了しなければならない。やむを得ない理由により選手権のドライバー交代をする場合は、その競技の最初の車両検査が始まる48時間以上前に F I A に申請が受理されていなければならない。
14. 2. 2 14. 1. 6 d) の下で資格を有するドライバーについては、参戦しようとする最初の F I A フォーミュラ E 世界選手権競技の車両検査の21日前までに申請を完了しなければならない。
14. 2. 3 初めて e ライセンスを申請するドライバーの場合、現有の競技ライセンスを発給した A S N は、ドライバーの競技記録、現有の国際 B ライセンスナンバーとともに特別な推薦状と一緒に F I A へ提出しなければならない。
14. 2. 4 ドライバーは、完璧な e ライセンス申請書を F I A に提出しなければならない。
14. 2. 5 年間の e ライセンス料金が F I A に支払われていなければならない。

14. 3) 発給条件

14. 3. 1 14. 1) および 14. 2) の条件を満たしていれば、F I A は e ライセンスを発給する。
14. 3. 2 e ライセンスは発給したシーズンの末日まで有効である。
14. 3. 3 e ライセンスを取得したドライバーについて、見習い期間である初のフォーミュラ E レースの後12ヵ月の間は、その e ライセンスは暫定的であり、いつでも再審査が行われる。

第15条 すべての世界陸上スピード記録挑戦のためのライセンス

15. 1) ドライバーライセンス発給

15. 1. 1 10km超または10マイル超のクロズドトラックまたはオープントラックで開催される距離、時間、またはワールドクロズドコース絶対陸上スピード記録挑戦に参加するすべての車両についてのライセンス要件

10km超または10マイル超のクロズドトラックまたはオープントラックで開催される距離、時間、またはワールドクロズドコース絶対記録挑戦（国際モータースポーツ競技規則付則Dに定義されている）では、F I A国際ドライバーライセンスが必要とされる。要求されるライセンスは、表1で指定されているように、記録挑戦の間に達することが予想される最大速度により異なる。表2に記載されているように、F I A陸上スピード記録（L S R）ドライバーライセンスも必要とされる。

表 1

ライセンスタイプ	最大速度
最低グレードD F I A国際ドライバーライセンス	200 k p h 以下 (125m p h 未満)
最低グレードC F I A国際ドライバーライセンス	200 k p h 超 (125m p h 超)

15. 1. 2 公認されたドラッグレーシングトラック、または複線路で同方向から成る他のトラックで行われるスタンディングスタートによる加速記録挑戦のためのライセンス要件
ドラッグレーシングカーおよび他の車両により、公認ドラッグレーストラックおよび1 / 4マイル以下の他のオープントラックで行われるスタンディングスタート加速記録挑戦（付則Dに定義されている）は、国際モータースポーツ競技規則付則L項第I章「F I A国際ドライバーライセンス」の第17条「ドラッグレースのためのライセンス」に規定されているドラッグレーシングドライバーライセンス規定に適合しなければならない。
15. 1. 3 記録バックアップ路が反対方向にて必要とされる1マイル以下の距離記録挑戦のためのライセンス要件

L S R ドライバーライセンスの資格は、スピードの段階的増加、以前の経験、または現行の F I A 国際ドライバーライセンスの所持に基づくことができる。L S R ライセンスは、特定の車両タイプに紐付けされている（表 2 参照）。

15. 2) **スピードの段階的増加に基づく資格**

15. 2. 1

- a) 記録バックアップ路が反対方向にて必要とされるスタンディングまたはフライングスタートによる 1 マイル以下の距離記録挑戦のためのドライバーライセンス要件はスピードの段階的増加に基づいている。
- b) 特定の L S R ライセンスレベルの要件は、以下の表に示すように、すべての低いレベルライセンスの要件に追加されて用いられる。
- c) ドライバーは、希望のレベルの仮ライセンスの申請を A S N に提出する。ドライバーが成功的走行のための要件を完了すると、F I A 審査委員によってアップグレードが認証される。その認証には、ライセンス発給要件を満たすために使用された車両に関する情報（名前、番号、画像）が含まれる。要件が満たされ A S N に提出すると、A S N は完全なライセンスを発行する。

表 2

段階的速度増加についての基準		
ライセンスレベル	記録挑戦の間どの時点でも認められる最大速度	要件
L S R D	200kph以下 (125mph未満)	最低16歳（ジェットエンジン動力車両の場合は18歳）。グレードD以上のFIAドライバーライセンスを所持するドライバーは、自動的にL S R Dライセンスの資格を取得するが、それでもL S Rライセンスの申請をASNに提出しなければならない。一部の競技会場では、政府発行の運転免許証も必要になる場合があることに注意。
L S R C	300kph以下 (186mph未満)	最低18歳。スピードの段階的増加に基づいて資格を取得する場合は、最高予想速度の75%以上85%以下の間で1回以上の成功した単走を達成していなければならない。過去の経験に基づく資格取得のためには、同じ12ヶ月間に類似車種で最高予想速度の75%以上85%以下の間で2回以上の走行を達成していなければならない。FIA国際ドライバーライセンスのグレードC以上を保有するドライバーは、自動的にL S R Cライセンスの資格を得るが、ASNにL S Rライセンスの申請書を提出しなければならない。ライセンスの最終承認は競技会の審査委員が行う。
L S R B	400kph以下 (250mph未満)	最低18歳。スピードの段階的増加に基づいて資格を取得する場合は、最高予想速度の60%以上70%以下の間で1回以上の成功した完走を達成していなければならない。また最高予想速度の75%以上85%以下の間で1回の成功した走行を達成していなければならない。過去の経験に基づく資格取得のためには、同じ12ヶ月間に類似車種で最高予想速度の75%以上85%以下の間で2回以上の走行を達成していなければならない。ライセンスの最終承認は競技会の審査委員が行う。
L S R A	400kph超 (250mph超)	最低18歳。スピードの段階的増加に基づいて資格を取得する場合は、最高予想速度の50%以上60%以下の間で1回以上の成功した完走、および最高予想速度の65%以上75%以下の間で1回の成功した走行、また最高予想速度の75%以上85%以下の間で1回の成功した走行を含む、複数の段階的速度増加を達成していなければならない。過去の経験に基づく資格取得のためには、同じ12ヶ月間に類似車種で最高予想速度の75%以上85%以下の間で3回以上の走行を達成していなければならない。ライセンスの最終承認は競技会の審査委員が行う。

15. 2. 2 経歴に基づく認定

ドライバーは、経歴に基づいて L S R C ライセンスまたはより高いレベルの L S R ライセンスを申請することができる。上記の要件に相当する経歴証明は、希望レベルのライセンス申請と一緒に提供されなければならない。

- a) 経歴に基づいて L S R D または L S R C のライセンスを取得するには、F I A または他の団体が認可した陸上速度記録挑戦からの履歴、または現在あるいは以前に保持する陸上速度記録の証拠を提示しなければならない。その他の書類については、競技会審査委員の裁量で検討する場合がある。
- b) 経歴に基づいて L S R B または L S R A のライセンスを取得するには、ドライバーは上記の証拠を提供しなければならず、その経歴は、記録挑戦で使用される車両または非常に類似した車両で達成したものでなければならない。
- c) 経歴証明が A S N によって十分であると考えられる場合、非暫定的ライセンスが発行される。
- d) グレード C 以上の F I A 国際ドライバーライセンスを持っているドライバーは自動的に L S R C の資格を取得するが、それでもなお、A S N へ L S R ライセンス申請を提出しなければならない。
- e) L S R ライセンスはライセンス発行後、不参加年 3 年ごとに 1 レベル減少する。

15. 2. 3 車両特有のライセンス

- a) L S R ドライバーライセンスは車両特有のもので、ドライバーに特定の車両で記録挑戦を行うための許可を与えるものであり、名前、番号、写真で識別される。
- b) 車両が変更された場合、ドライバーは新しいライセンスを申請する必要はないが、L S R C レベルから開始される段階的な速度向上の要件に従わなければならない。ドライバーがスピード要件を満たしていれば、それはライセンスに記載される。

第16条 トラックレーシングに対するライセンス

すべてのトラックレースについてはグレードI T C - Cのライセンスが必要とされる。トラックレースで達成した成績はライセンスの昇級資格として必ずしも有効ではない。

第17条 ドラッグレーシングライセンス

17. 1) F I A国際ドラッグレーシングライセンスは、ライセンスが発給される各車両カテゴリー内で、F I Aが公認するすべてのドラッグレーシング競技に有効であり、かつそのような競技に対して所有が義務づけられる。
17. 2) F I A国際ドラッグレーシングライセンスについては、国際モータースポーツ競技規則第2章および第8章に規定される国際ライセンスに関するすべての規定に従う。
17. 3) F I A国際ドラッグレーシングライセンスは、重ね印刷された“DR”の大文字により識別される。
17. 4) ライセンスを発給するA S Nは、個々の等級に対して要求される資格の判断に対して責任を負うものとする。それには次を含む：

すべてのライセンス申請者は、16歳以上でなければならない。プロモディファイド、トップメタノールドラッグスター、トップメタノールファニーカー、プロストック、ファニーカー、トップフューエルのドライバーの最低年齢は、18歳である。17歳の者は、次のすべての基準が満たされている場合、プロモディファイド、トップメタノールドラッグスター、トップメタノールファニーカー、プロストック、ファニーカー、トップフューエルのライセンスを申請できる。

 - 1) ライセンス申請者のA S Nがそのライセンス申請を認可している。
 - 2) 申請者の18歳の誕生日が来るシーズンの間になる。
 - 3) 申請者が、A S Nライセンスのある別のドラッグレーシングカテゴリーの積極的参加者であった。
17. 5) ドラッグレーシングに適用される国際規則に規定されている通

り、ライセンスは下記の車両カテゴリーに対して有効である。

Class	TypeA over 125" Wheelbase	TypeB upto125" Wheelbase	TypeC bodied
1	Top Fuel	Funny Car	Pro Modified
2	TM/D	TM/FC	Pro Stock
3	*ET6.0-7.49	*ET6.0-7.49	*ET6.0-7.49
4	*ET7.50-9.99	*ET7.50-9.99	-----

トップフューエル、ファニーカー、プロモディファイド、プロストック、トップメタノールドラッグスターおよびトップメタノールファニーカーのライセンス申請者は、要求されたクラス（含複数）の最小E. T. 以下および要求されたクラス（含複数）のm p h 標準以上で2回走行を完了しなければならない。

*E T = 4分の1マイル経過時間（402.33m）

クラス標準は次の通り：

トップフューエル

5.40あるいはそれより早い2回の4分の1マイル（402.33m）の走行、および260mph（415km/h）あるいはそれより早い1回の走行 - または - 4.70あるいはそれより早い2回の1,000'（304.8m）の走行および240m p h（386km/h）の1回の走行。

ファニーカー

5.70あるいはそれより早い2回の4分の1マイル（402.33m）の走行、および250mph（400km/h）あるいはそれより早い1回の走行 - または - 4.90あるいはそれより早い2回の1,000'（304.8m）の走行および230mph（370km/h）の1回の走行。

プロストック

7.60あるいはそれより早い2回の4分の1マイル（402.33m）の走行、および170mph（270km/h）あるいはそれより早い1回の走行。

プロモディファイド

7.40あるいはそれより早い2回の4分の1マイル（402.33m）の走行、および180mph（280km/h）あるいはそれより早い1回の走行。

TMD / TMFC

6.40あるいはそれより早い2回の4分の1マイル(402.33m)の走行、および200mph(320km/h)あるいはそれより早い1回の走行。

17. 6) すべてのライセンス申請者は、一切のテスト走行を行う前にASNの身体検査を受けることが求められる。身体検査書式およびライセンス申請書はASN所定のものを利用可能とする。国際ライセンスの標準医務要件については付則L項第II章第1条を参照のこと。同様にテスト走行に使用される車両は、申請されるクラス/ライセンスの規則および規定について最新のものでなければならない。
17. 7) 特定のクラスのライセンス所持者は、同タイプの下位のクラスに出場しても良い。(例えば、TypeAのClass 1のライセンス所持者はTypeAのClass 2 および 4に出場することが認められる。)さらに、他のすべてのFIAドライバーライセンスはClass 4のドラッグレーシングライセンスに代えることができるものとする。
17. 8) 以前に競技者ライセンスを所持したことがない新規ドライバーには、特別なコクピット適応(目隠し)テストが実施され、コミッティ監視の下で最低6回の走行を実施することが求められる。すべてのライセンス申請者は一切のテスト走行を実施する前に身体検査を行うことが求められる。完全な指示事項はライセンス申請書式の裏面を参照のこと(FIA ASNより入手可能)。FIA選手権競技会においてドライバーに追加の走行が提供されることはない。アップグレードあるいはクロスグレード(ボディタイプカテゴリーからオープンホイールのカテゴリー、またその逆の変更)となるドライバーには、コクピット適応テストの実施と3回の走行が要求される(ライセンス申請1回につき)。ライセンスが与えられているドライバーは、そのライセンス制限以下にクラス付けされる車両を運転できる。ロングホイールベースカテゴリーからショートホイールベースへ、ドラッグスターからボディタイプへなど、またその逆の枠を越える変更は、それぞれのライセンスに特に定める場合を除

き、禁止される。

第18条 障がいのある参加者のためのライセンス

本項は、身体に障がいのある競技参加者を対象とする（第II章第1条4、第1条5参照）。

18. 1) ドライバー

モータースポーツの実践の妨げとなる慢性疾患および不適格視覚障がいによって引き起こされる問題に関係なく、後天性あるいは先天性障がいのある者で、当該者の国に設置される国内医療委員会（その設置がある場合）またはASNの指定する医師の意見で、国際ドライバーライセンスを取得する条件を満たさないとされる者（第2章第1項5.2を参照）は、以下の条件をすべて満たす場合に、国際ドライバーライセンスの取得を申請することができる（第18条2から第18条5）。

18. 2) 補足条件

障がいのある参加者については、国際ドライバーライセンスの授与について、以下の基準も考慮しなければならない：

a) 健康診断

国際ドライバーライセンスの取得候補者である障がいのある参加者は、第II章1条5.2および1条5.3に定める条件に従い、国内医療委員会の設置がされている国にて、その委員会委員により、また設置がない場合にはASNの任命する医師により検査を受けなければならない。

b) ドライビングテスト

申請者は、その運転能力評価のため、自身の競技車両を使用し、できればサーキットあるいはラリーステージにて、ASNから出されるオフィシャルの立会いのもとで、運転技能試験を受けなければならない。

c) 車両から自己脱出する能力

申請者は、参加を予定している競技車両（または類似の車両モデル）から、できるだけ早く脱出する能力についても判定されなければならない（差し迫った危険、火災の発生などのシミュレーション）。

申請者はシートベルトを取り付け、レース出走準備を整えた位置から、参加を希望する選手権の時間要件に従い、単独で脱出し、車両から離れなければならない。

移動能力障がいがあるが、申請者が出場を予定する車両からの脱出に著しく影響する場合は、出場する競技会のレースディレクターおよび／または競技長にその旨を通知すること。

18. 3) 国際ドライバーライセンスを保持する障がい者の車両に対する適応証明

F I A ディスアビリティ・アクセシビリティ委員会のF I A 適応ワーキンググループによる評価が達成されたものと判断された後、障がいのある参加者に必要とされる適応のために、対応する公認および／あるいは技術規則を遵守していない競技車両について、F I A により適応証明が提供される。

適応証明書とその補足は、車両検査の際に、出場予定の競技会の技術チームにできるだけ早く提示しなければならない。適応証明書とその補足書に明記されている適合に従った改造のみが許可される。

適応証明書は、発行されたシーズンの間、その期間中に車両の改造が変更されない限り、有効となる。この証明書は、1シーズンと次のシーズン間で更新することができる。

参加者のASNは、この目的のために用意されたF I A 書式を使用し出場予定の大会の2ヶ月前までにF I A 適応ワーキンググループに適応証明を要求しなければならない。F I A 適応ワーキンググループは、国際スポーツカレンダーに掲載の競技、あるいはF I A 適応証明を特に要求する規定の下で行われる競技に参加を予定する車両についてのみ要求を受け入れる。

18. 4) コ・ドライバー

同様に、モータースポーツの実践の妨げとなる慢性疾患および不適格視覚障がいによって引き起こされる問題に関係なく、国際モータースポーツ競技規則第20条にて定義される通り、スポーツ活動においてラリーのコ・ドライバーとしての役割に限定される障がいをもつ参加者は、国際モータースポーツ競技規則第20条にて定義される通り、国際コ・ドライバーライセンスの

申請を行うことができる。

満たされるべき身体的基準は、障がいのある参加者の国際ライセンス取得候補者に求められるものと同様である。申請者がコ・ドライバーを務めることを希望する車両（あるいは類似の車両モデル）から脱出する能力について、障がいのある参加者のライセンスに求められる基準と同じ基準に従い評価されなければならない。

さらに、求められる場合において、申請者は以下の行為を記載の順序で実行できなければならない：

- 屋根の上に S O S サインパネルを置く；
- 車両の後方約 50m の箇所に、赤色の三角表示を置く；
- S O S サインパネルを回収し、車両の後ろでそれを振って合図する。

18. 5) 障がいのある国際ドライバーライセンス保持者のモータースポーツの実践

18. 5. 1 緊急時の管理

障がいのある参加者が 1 名また複数ある一切の競技では、レースディレクターおよび／または競技長、メディカル・デリゲートおよび／または医師団長、および救急サービスにそれらのドライバーのゼッケンが通知されなければならない。ドライバーの身障状況についての情報、特に歩行者あるいは歩行に関して障がいのある者であることについての情報が提供されなければならない。

特に、脚が拘束され、胴体がシートに拘束されている場合、および／あるいはコックピットの改造が救助の妨げになる場合などは、救急サービスに連絡しなければならない。

できるだけ早く上記の上級オフィシャルに連絡し、コースマーシャル、救出チーム、医療チーム員に情報を伝達できるようにすることは、ドライバーおよび／またはチームの責任である。

18. 5. 2 障がいのある参加者のためのユニバーサルシンボル

F I A デイスアビリティ・アクセシビリティ委員会によって承認された歩行に関して障がいのある参加者識別のため

のユニバーサルシンボルを常に表示しなければならない。そのシンボルはレースカー上のゼッケンあるいは名前の横に、競技およびテスト中、常に競技用車両の両側のドアと、前面と後面に貼られること。

ステッカーはゼッケンの少なくとも50%のサイズ（いかなる場合も最低8 cm²の大きさ）とし、後者の隣に貼られる場合には名前と同じサイズであること。

夜間のレースの間でもロゴが見えるように、白の部分ではできる限り電界発光素子（あるいはそれと同等のもの）であること。

18. 5. 3 耐久レース

耐久レース、および同一車両に複数エンタラントのある競技については、障がいのあるドライバーがレース中であることを特定するために高度な照明装置の使用が求められる。

18. 5. 4 競技中のサーキットまたはステージからの脱出

非歩行であるドライバーは車両に煙または火災が生じた場合にのみ、競技中のサーキットまたはステージ上で停止した車両から自己退避する。また、車両が水域の極近くにあり沈む恐れがある場合にも自己退避する。停車中の車両の障がいのあるドライバーが安全な場所へサーキットまたはステージを運転して離れることができない場合、ドライバーはケージ、ハーネス、安全装置で保護されたまま車内に留まり、救助されるのを待つ。

18. 5. 5 追加の支援要請

障がいのある参加者で特定の必要を持つ者は、出場しようとする競技中、各種作業を進めるために、クルーによる追加的な支援を要請することができる。安全上の懸念がなく、運動機能の障がいを補うため、あるいは理学療法士やトレーナーによる特別なケアを受けるための要請である限り、その必要性の詳細な説明を、できるだけ早く競技の審査委員会に提出しなければならない。

I S Cおよび関連する競技規則が優先されるが、要求された支援を許可するかどうかの判断は、障がいのある参加者

が競技を希望する競技会の審査委員会の裁量に委ねられる。

第19条 F I A代替エネルギーカップに該当する競技のためのライセンス

F I A代替エネルギーカップに該当する競技に必要なライセンスグレードは以下のとおり。

- グレードA、B、C、およびDのライセンスは、ソーラーカー競技（カテゴリーIとオリンピッククラス）に有効。
- グレードA、B、C、およびDのライセンスは、ドライビングテストおよび「エコラリー」(カテゴリーI、II、III、VI、VIIおよびVIII)などの非スピード競技に有効。
- グレードA、B、およびCのライセンスは、スピード競技（カテゴリーII、III、IV、V、VI、VIIおよびVIII）に有効。
- また、グレードRライセンスは個別にスタートするロード競技（カテゴリーI、II、III、IV、V、VI、VII、VIIIおよびオリンピッククラス）に有効。

第2章 ドライバーの身体検査に関する規則

第1条 毎年の医学的適性に関する受診

1.1) メディカルコントロールの適用範囲

本章に記載されている身体検査を総合すると以下の通り：

- F I A国際ドライバーライセンスの発給に必要な医学的条件を満たすために必要かつ十分なもの。
- それは国内ドライバーライセンスの発給にも強く推奨されるもの。

この身体検査はライセンスを発給する国において医療資格を有する医師により、ドライバーライセンス申請前3ヵ月以内に実施されていなければならない。ただしASNは適切であると判断した場合に限り特別の条件を付することができる。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより移動が制限されていることを考慮し、それが続く限り、ライセンスを発給する国で身体検査を行うことができない場合は、身体検査が行われる国で検査実施を許可されている医師が身体検査を行うことができる。

身体検査には以下のものが含まれる。

- 家族ならびに本人の（内科的、外科的、外傷学的）既往症、付随する病気や伝染病の存在、および薬物の使用に関する質問書
- 十分な臨床検査。とくに以下を含むこと。
- 心臓血管の適性検査
- 視覚検査
- 運動機能の評価

1.2) 心臓血管の適性検査

- すべての場合において、血圧は測定される。
- 45歳以下の場合、12誘導心電図による検査を2年毎に行う。
- 45歳以上、または必要であればそれ以前に、3年毎に心臓専門医との相談が求められる。この医師が役に立つと判断する場合は、見られる症状や兆候に応じて、ストレステストなど

の更なる検査を受けるよう要請する場合がある。

1.3) 視覚検査

国際ライセンスが発給される最初の年には、眼科医または当該国の法令で テストを行うための資格を有する者の検査を受け、次の事項が証明されなければならない。

この視覚検査の際にコンタクトレンズを着用する権限は与えられていない。必要な場合、ドライバーは眼鏡を着用しなければならない。

a) 視力：

- i) 矯正前または後の左右の各視力が最低 0. 9 であるか、一方の視力が 0. 8 である場合、もう一方は 1. 0 であること。
- ii) 一眼だけの視力が極端に弱く改善できない者でも、矯正の有無にかかわらず対眼の視力が 1. 0 以上であり、次の条件が満たされれば、ドライバーライセンスを取得することができる。：

- 下記の b、c および d に適合すること。
- 眼底が色素網膜症で無いこと。
- 古いかまたは先天的な損傷は確実に一眼に限られる。

b) 色神：正常（検査方法：石原式色覚異常検査表または同様の適格審査テスト）異常の疑いがある場合には Farnsworthtest 「PanelD15」もしくは同様の方式によるものとする。いかなる場合においても、国際競技に使用される信号旗の色の認知を誤る危険性があってはならない。

c) 静止時の視野：最低 120° ；中央の 20° の視野はいかなる部分も損なわれてはならない。視野計による視野計測が実施されていなくてはならない。

d) 立体的視覚：機能すること。疑いがある場合、Wirth、Bagolini（線状レンズ）もしくは同様のテストの実施により評価する。

- e) 視力の矯正：コンタクトレンズの使用は次の場合に認められる。：
- コンタクトレンズを最低 12 ヶ月使用しており、また毎日相当時間着用していること。
 - それらを供給した眼科技士により、モータースポーツに対

する適合性が証明されていること。

- 1.3.1) 長期視覚喪失または長期視野異常を含む視覚における重大な疾患の場合には、ドライバーのさらなる視科学的な所見を考慮するまでに2年以上必要となる。この場合、視野および立体的視野を含む特別な視科学的テストが実施されなくてはならない。これにはサーキットにおけるリアルタイムでのテストを可能な限り実施することを推奨するものである。

これらの決定は状況に応じて行われるものとする。

- 1.4) 関節の可動性、動きの幅、切断部位と使用できる人工器官の一覧、知覚と運動の障がいの一覧

以下の場合には国際ライセンスの発給に適合する。

- 指の切断。ただし、両手の握り機能が損なわれていない場合。
- 義肢。ただし、結果として機能が正常に等しいか、または正常に近い場合。
- 手足の自由な動きが50%を超えて阻害されていないもの。

- 1.5) モータースポーツを行うにあたり不適合とされる、もしくは特定の組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がい一覧

- 1.5.1) 完全に除外されるもの

- 治療中であるなしに関わらず、過去10年間に確認されたてんかん症状。
- 突然死の危険性がある心臓血管の問題。
- 片目の失明（単眼盲）。

ドライバーが片眼失明となった場合については、F I A M e d i c a l C o m m i s s i o nによりケースバイケースで審査される。

なお、前述の例外から起因するすべての問題において強い要望がある場合は、提出された問題ごとに、F I A M e d i c a l C o m m i s s i o nは他の専門委員会の意見を求めることがある。

- 1.5.2) 標準ライセンスには適合しないが、身体障がいのあるドライバーのライセンスの申請を認めることができるもの（本規定の第1章第18条を参照）。

- 1.4項で定義される基準を満たさない関節のあらゆる制限、切断と義肢
 - 中枢および末梢における知覚運動の重大な異常（片麻痺、半側麻痺、対麻痺等）
- 1.5.3) A S Nが承認した組織による医学的評価を必要とする疾病および身体障がい（当該組織はメディカル委員会または委員会が存在しない場合はA S Nが承認した医師とする）
- インシュリンまたはスルホニル尿素により治療中の糖尿病。この場合には、当事者および実際に行われていることを示すその治療について定期的管理を行っていることを証明する内秘書類をA S Nにより承認された医学的組織に提出し、適性検査に関するメディカルサーティフィケート（1.8参照）には<medicalsupervisionnecessary>の文言を記すものとする。
 - 心臓または動脈異常すべて。
 - 注意欠陥多動性障害（ADHD）を含む、行動に問題を引き起こす可能性があり、特別なケアを必要とするいずれの精神状態。
 - その性質あるいは治療により、結果として、事故の場合も含んで、モータースポーツに参加するにあたって害を及ぼす可能性のある健康問題。
- 1.6) メディカル検査フォーム
- 各々の国において、A S Nは自国の法律や慣習に従って、以下のものを作成し印刷しなければならない。
- (i) メディカルクエスチョネア
 - (ii) メディカルフォーム
- 現行規則の要求事項に従い、これらの書類はすべてのライセンス申請者に配布される。
- 1.6.1) メディカルクエスチョネア
- 当該ドライバーが署名する。
- このクエスチョネアの提案される表記内容は、F I Aから入手できる。
- 1.6.2) メディカルフォーム

メディカルフォームは以下のものを含んでいなければならない。

- 診察する医師が必要とする情報（提案される表記内容は、F I Aから入手できる）。
- 以下のすべての情報。
- 受診者の身長と体重。
- 血液型と R H 因子（法律によって要求される国の場合）。
- アレルギー（薬物治療またはその他の治療を行っているか）。
- 最後に抗破傷風ワクチンを接種した日。
- 数値による筋骨格システムの評価結果。
- 数値による視覚検査結果。
- 血圧値と更なる検査（年齢と場合により、心電図または負荷心電図のいずれかになる）が実施されたという言明。

法律または慣習によって要求されている国においては、このメディカルフォームに追加検査項目を規定してよい。A S N のスタンプレの上部に医学検査を行なった医師により署名がなされる。

申請者はこのフォームの下部に、次の事項について宣誓する署名を行なわなくてはならない。

- 医師に申告した現在の健康状態および既往症（病歴）に間違いのないこと。
- 世界アンチ・ドーピング機構の禁止物質および禁止方法のリストに含まれる、いかなる物質も使用していないこと。

また、所属する A S N に自身の健康状態に重大な変化がないことを遅滞なく知らせる義務を負う：

- 医療の観点から、3週間以上受けているいかなる薬物投与を含む。
- 外傷学の観点から、事故により一定期間休んだかどうか、また、その事故がモータースポーツの参加に関係したかどうかにかかわらない。

1.6.3) メディカルフォームとメディカルクエスチョネアの用途

これらの書類は A S N によって保管され、A S N は医学的機密の尊重に関する規則を遵守するものとする。

しかしながら、事故や併発性の病気が発生した場合にモータースポーツに携る医師が利用できる確かなコンピュータファイルを作

成する目的で、F I Aによりそれらの書類のコピーが要求されることがある。該当するドライバーのカテゴリーは、F I A M e d i c a l C o m m i s s i o nによって適正な方法で決定される。

1.7) 検査を実施する医師の任務

医学的適性検査を行う責務を持つ医師は、申請者により提示されるメディカルフォームを用いることが義務づけられ、必要とされるすべての詳細事項について記入しなければならない。申請者は検査後ただちにこの書類を当該A S Nに送付しなければならない。適否の決定は検査を実施した医師によりなされる。

この医師はA S Nが承認した組織（国内メディカル委員会もしくは承認を受けた医師）に意見を求めてもよい。

1.8) 適性検査に関するメディカルサーティフィケート

それぞれの国際ライセンスは、次の方法で適性検査に関するメディカルサーティフィケートを伴ったものでなければならない。

- ・ライセンスの裏側に記載する
- ・添付書類として別紙に記載する

Apt for the practice of motor sport, according to the FIA medical standards :
Date : _____

Corrected eyesight (glasses or lenses)	yes	no
Special medical supervision	yes	no

1.9) 規則の配布

A S Nは、自らが管理する書面に加えて、診察する医師に現行規則を配布するか、またはライセンス申請書にそれらの規則が見つけられるコンピュータのウェブサイトを示すことが要求される。

第2条 競技におけるメディカルコントロール

当該競技の医師団長による適性検査に関するメディカルサーティフィケートの確認は、特定の場合に要求される予備的検査に代えることができる。さらにドライバー本人の行動が身体検査の必要性を正当化するかどうかに関わらず、競技の期間中もしくはフィニッシュ後いかなるときでも、医師団長、任命されている場合にはF I Aメディカルデリゲートあ

るいは競技長は身体検査を要求することが可能である。当該ASNは医師団長および任命のある場合にFIAメディカルデリゲートの報告を受けて、必要とされるいかなる決定をも下すことができる。それが適当であればアルコール検査も実施され得る。

2.1) 神経測定テスト

FIA世界選手権に参加するドライバーに神経測定テストを行なう場合がある。そうしたテストの方法については、当該選手権のFIAメディカルデリゲートが責任を負う。得られた個人データは、比較目的のために使用される。

2.2) 事故、身体障がいまたは健康上の問題が発生した後の手続き

2.2.1) 競技中の手順 - 競技中に経験した事故、身体障がいまたは健康上の問題（後の段階で診断が行われた場合、2.2.2）を参照）

a) ドライバーの責任

ドライバー（または不可抗力の場合はその親族）は、シリーズまたは選手権を担当する医師団長および医師に一切の健康問題を（完全に良性でない限り）遅滞なく通知する責任がある。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのための特別措置：

さらに、FIAメディカルデリゲート（電子メールによる）およびFIA (medical@fia.com) にも通知。

b) 健康診断

次の者により、いつでも健康診断を依頼し、実施することができる：

- 医師団長
- シリーズまたは選手権を担当するFIAメディカルデリゲートまたは医師（任命のある場合）。

関係するドライバーがこの検査を受けることは義務であり、ドライバーの所属チームは医師団長またはFIAメディカルデリゲート（任命のある場合）からそれについて通知を受ける。

c) 検査後の決定

検査を要請し実施した医師は、以下の事項を決定する：

- ドライバーに対し競技の続行を許可するか、

－ドライバーに競技続行を禁じ、復帰検査を要求する。

d) 復帰検査が要求された場合に実施されるフォローアップ
事故/問題が発生した競技の医師団長によるもの：

－ドライバーの管轄ASNに事故/問題を通知し、復帰検査が要求されたことを知らせる。

－ドライバーが病院に搬送された場合、ドライバーの管轄ASNに当該ドライバーの健康状態の変化を知らせる。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのための特別措置：

さらに、FIAメディカルデリゲート（電子メールによる）およびFIA（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

ドライバー（または不可抗力の場合はその親族）によるもの：

－ドライバーの管轄ASNおよび事故/問題が発生した競技の医師団長と、シリーズまたは選手権を担当する医師に、画像資料を含む明確かつ包括的な情報を記載することにより、当該ドライバーの健康状態の変化について通知する。

－さらに、このすべての情報を当該ドライバーが次に参加を望む国際競技の医師団長に送付し、復帰検査を実施する必要があることを知らせる。（医師団長の連絡先は、競技が開催される国のASN、そこで判らない場合FIA（medical@fia.com）に問い合わせ）。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのための特別措置：

さらに、FIAメディカルデリゲート（電子メールによる）およびFIA（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

－復帰検査に合格するまでは、FIA国際カレンダーに登録されているモータースポーツ競技一切に参加しないこと。

ドライバーの管轄ASNによるもの：

－当該ドライバーから受け取った情報と書類に基づき、ま

必要な健康診断を実施し、ドライバーが十分に回復したと判断した場合は、当該ASNはその事件を監視し、当該ドライバーの競技への復帰は、次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件に承認されることを確認する書類を当該ドライバーに提供する。

- 当該ドライバーが参加を予定している次の国際競技の医師団長に健康状態を通知し、復帰検査を実施する必要があることを知らせたことを確認する。
- 重大事故が発生した場合は、世界事故データベース (<http://www.fia.com/fia-world-accidentdatabase>) の医療セクションを記入完了し、その後、ドライバーの健康状態の変化に関しての情報を記入完了する。

当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長によるもの：

- ドライバーの管轄ASNから出される、当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件に、競技への復帰を承認することを確認する文書の提示に応じて、当該ドライバーに復帰検査を受けることを要請する。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのための特別措置：

復帰検査は、FIA世界選手権の対象とはならない国際競技に先立って行われたい限り、FIAメディカルデリゲートの立ち合いの下で実施される。

2.2.2) 競技外の手順 - 競技外で経験した事故 (国内事故を含む)、あるいは診断された身体的問題または健康上の問題の後の手続

a) ドライバーの責任

ドライバー (または不可抗力の場合はその親族) は、競技外で診断された身体的または健康上の問題 (完全に良性でない限り) および競技外で発生した事故またはその影響が診断されたことを、当該ドライバーの管轄のASNに知らせる責任がある。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのため

の特別措置：

さらに、F I Aメディカルデリゲート（電子メールによる）およびF I A（medical@fia.com）にも通知。

b) A S NまたはF I Aメディカルデリゲートの決定

ドライバーから受け取った情報と書類に基づき、必要な健康診断を行った後、ドライバーの管轄A S Nは、復帰検査を受けなければならないかどうかを決定し、ドライバーにその決定を知らせなければならない。

F 1、W E C、W o r l d R X、およびW R Cのための特別措置：

ドライバーの管轄A S NはF I Aメディカルデリゲートにもその決定を遅滞なく伝えなければならない。F I Aメディカルデリゲートも、正当と判断する場合には、復帰検査を請求する場合がある。その後F I Aはドライバーに知らせる。

c) 復帰検査が要求されたときに実施されるフォローアップ
ドライバーによるもの：

- 自身のA S Nに自分の健康状態の変化を知らせ、いかなる画像資料も含め、明確で包括的な情報を提供する。
- さらに、このすべての情報を、自身が参加することを希望する次の国際競技の医師団長に送り、復帰検査を実施する必要があることを知らせる（医師団長の連絡先は、競技が開催される国のA S N、そこで判らない場合F I A（medical@fia.com）に問い合わせ）。

F 1、W E C、W o r l d R X、およびW R Cのための特別措置：

さらに、F I Aメディカルデリゲート（電子メールによる）およびF I A（medical@fia.com）にもリアルタイムで通知。

- 復帰検査に合格するまでは、F I A国際カレンダーに登録されているモータースポーツ競技一切に参加しないこと。

ドライバーの管轄ASNによるもの：

- －ドライバーが十分に回復したと判断した場合は、当該ASNはその事件を監視し、当該ドライバーの競技への復帰は、次に参加する国際競技の医師団長が実施した復帰検査に合格することを条件に承認されることを確認する書類を当該ドライバーに提供する。
- －当該ドライバーが参加を予定している次の国際競技の医師団長に健康状態を通知し、復帰検査を実施する必要があることを知らせたことを確認する。

当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長によるもの：

- －ドライバーの管轄ASNから出される、当該ドライバーが次に参加する国際競技の医師団長が実施する復帰検査に合格することを条件に、競技への復帰を承認することを確認する文書の提示に応じて、当該ドライバーに復帰検査を受けることを要請する。

F1、WEC、WorldRX、およびWRCのための特別措置：

復帰検査は、FIA世界選手権の対象とはならない国際競技に先立って行われたい限り、FIAメディカルデリゲートの立ち合いの下で実施される。

2.2.3) 規定不遵守の場合の制裁

ドライバーが2.2.1) および2.2.2) に定められた手続きを遵守しなかった場合は、競技中に現地で、またはFIA国際カレンダーに登録された将来の競技において審査委員会に通知される場合があり、それにより適切な決定を下し、正当と判断された場合には罰則を科すことができる。

第3条 アンチ・ドーピングに関する組織体制

FIAアンチ・ドーピング規則は、モータースポーツにおけるドライバーの健康、公正、公平および安全性を推進し、ドーピングのないスポーツへ参加する彼らの基本的な権利の保護を目的とする。

本規則は国際モータースポーツ競技規則付則A項に掲載される。

(注. 本訳文では掲載していません。)

第4条 控訴に対する委員会

各国において、ASNによって指名されたメディカル委員会は、本規則の1.3)、1.4)に定められた条件を論争の根拠として、医師とドライバーの間に生じたいかなる論争を解決するために召集されることとする。

ドライバーは、医師、メディカル委員会の委員またはASNに承認された医師の立ち合いのもとに試走の実施を要求されることがある。

当該国内委員会により達せられた結論は、FIAの管轄下にあるその他のすべての国によって承認される。

第5条 モータースポーツ競技における生理学的調査の規定

5.1) 概論

生理学的調査は医学の本質であると考えられ、全体または一部で、実施される。

- a) 競技開催場所から離れ、参加者の任意および個人の合意が適用される法律と規則の規定に厳格な一致が得られるなら、実施者は下記の規定(6.2)、6.3)および6.4)に従わなくてもよい。
- b) または、実施の競技および/またはプラクティスセッション走行中に、上記の合意の直接的な規定に加えて、この場合は、いかなる時もどんな理由であろうとも、競技の通常の運営および調査に関係のない競技参加者およびドライバーを妨げるものであってはならない。よって、実施者は下記の規定(6.2)、6.3)および6.4)に従わなければならない。

5.2) 調査実施計画

調査実施計画および研究テーマの選択は、

- a) 独立した研究医師、またはその問題に関して有能な医学チームを持つ法人によるもの
 - b) ASNメディカル委員会を通じ、ASNによるもの
 - c) FIA Medical Commissionによるもの
- 注：b) またはc) において、関係する委員会は、研究医師(含複数)を任命する。

5.3) 事前合意事項

競技中に行われる予定の実験は、権限のあるメディカル委員会の事前の合意なしでは実施することができない。すなわち：

- 5.3.1) 国内格式競技または F I A 世界選手権以外の国際格式競技、および 1 つの A S N の地理的カバリエリア内で行われる競技においては、関係する国内メディカル委員会の合意で必要かつ十分である。
- 5.3.2) F I A 世界選手権に参加しているドライバーおよびコ・ドライバーが関係するすべての実験、および 1 つの競技であるがいくつかの A S N の管轄で走行することが予定されている F I A 世界選手権以外の国際的な実験については、F I A M e d i c a l C o m m i s s i o n の合意が義務づけられる。従って、国内メディカル委員会によって委任されているか否かに関わらず、これらの要因の範囲内でかかる、いかなる要請も F I A M e d i c a l C o m m i s s i o n に提出しなければならない。

5.4) 競技および／または関連するプラクティスセッション中の生理学的実験の「フィールドでの」通常走行に要求される追加条件。

すべての場合において、以下の者の合意が必要とされる。

- 実験が実施される管轄の A S N
 - オーガナイザー
 - レースディレクター
 - 医師団長
 - F I A 世界選手権の場合、イベントディレクター
- このため、要請書には以下を明記しなければならない。
- 実験に必要な医療機器のタイプ、量および配置
 - 実験の場所、必要な時間を明示すること
 - ・サーキット競技の場合、それがプラクティスセッション中または決勝レース自体の中で実施されるか否かに関わらない。
 - ・ラリー競技の場合、それが計時ステージ中またはロードセッション中で実施されるか否かに関わらない。
 - 医師人員を含む、医学調査チームを構成する人数

F I A メディカルデリゲートがいる競技では、この要請書は情報としてデリゲートに送られなければならない。

5.5) 調査で得られた科学的データの利用

科学的成果は、研究医師のみが所有するものとなる。または、場合によって、その問題に関して有能な医学チームを持つ法人のみが所有するものとなる。

- a) 実施者の選択により、データを配布することは完全に彼らの自由である。
- b) ただし、実施者は結果を管轄のASNおよびFIAに知らせることを約束するものとする。

第3章 ドライバーの装備品

第1条 ヘルメット

1. 1) 前頭部保持装置 (FHR) に使用する認定基準

FHRの使用が、次の第3条に従って義務付けられている場合、サーキット競技、ヒルクライムまたはラリーのスペシャルステージに参加し、FIAカレンダーに登録されているドライバーは、次のいずれかで公認されたクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

FIA基準：

- 8858-2002または8858-2010 (テクニカルリストNo.41)、
- 8859 (テクニカルリストNo.49)、
- 8860-2010 (テクニカルリストNo.33)、または
- 8860-2018または8860-2018-ABP (テクニカルリストNo.69)

1. 1. 1) 下記の選手権に参加するドライバーは次のチャートに従って、ヘルメットを着用しなければならない：

選手権	FIA基準
フォーミュラ1世界選手権	8860-2018-ABP
フォーミュラ2	8860-2018-ABP
フォーミュラ3	8860-2018-ABP
フォーミュラ(3)リージョナル	8860-2010, 8860-2018 または8860-2018-ABP
フォーミュラE (シーズン6から)	8860-2018-ABP
FIA世界ラリー選手権でプライオリティ1ドライバーおよびコ・ドライバーである場合	8860-2018 または 8860-2018-ABP
WEC (LMH/LMP2&LMGTE)	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA世界ラリークロス選手権の全ドライバー	8860-2010, 8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA GTワールドカップ	8860-2018 または 8860-2018-ABP
GT3車両で行われる国際シリーズ	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIAモータースポーツゲーム：GTカップ	8860-2018 または 8860-2018-ABP
FIA世界ツーリングカーカップ、フルシーズンのパーマネントドライバーについて	8860-2018 または 8860-2018-ABP

世界ラリー選手権のすべてのドライバー、および技術規定にFIAフォーミュラ1またはF3000技術規則のクラッシュ構造体要件が含ま

れている国際シリーズの全ドライバーは、F I A基準8860（テクニカルリストNo.33またはテクニカルリストNo.69）で公認されたヘルメットを着用することが強く推奨される。

1. 2）前頭部保持装置（F H R）なしで使用する認定基準

F H Rの使用が義務ではない場合、F I Aカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライムあるいはラリーのスペシャルステージに参加するドライバーは、F I AテクニカルリストNo.25に記載されている基準の1つで公認されたクラッシュヘルメットを着用しなければならない。

1. 3）使用の条件

オープンコクピット車両に搭乗するドライバーは、チン（顎）バーがヘルメット構造の一体部品となっており、F I A承認基準にのっとり試験を受けたものであるフルフェイスヘルメットを着用しなければならない。これはヒストリックのオープンコクピット車両、およびオートクロスのスーパーバギー、バギー1600およびジュニアバギーにも推奨される。

いかなるtear-offsバイザーもトラック上やピットレーン上に不必要に投げ捨ててはならない。

テクニカルリストNo.33、No.69、No.41およびNo.49に記載されたフルフェイスヘルメットに装着されたフルバイザーにはF I Aステッカーが貼付されている。

その施行日は：

- ・2016年1月1日以降に製造されたバイザーにはF I Aステッカーが貼付されていなければならない。
- ・2015年12月31日以前に製造されたバイザーにはF I Aステッカーの貼付は義務付けられておらず、ステッカーなしで使用されている場合もある。

クローズドコクピット車両に搭乗するフルフェイスヘルメットを着用するドライバーおよびコ・ドライバーは、負傷したドライバーの気道に適切にアクセスできることを保証するために、次のテスト⁽¹⁾に合格できなければならない。

- － ドライバーは、ヘルメットおよびF I A承認の頭部の動きを抑制する装置を正しく着用し、安全ベルトを締めた状態で車両の

シートに着座する。

- － 救助員 2 名の助けを借りて、競技会医師団長（もしくは、もし居れば F I A メディカルデリゲート）が、ドライバーの頭部を中立位置に保ったままヘルメットを脱がせることが可能でなければならない。

もしこれが不可能な場合、ドライバーはオープンフェイスヘルメットを着用することが求められる。

ドライバーは、競技のスタート前に上記テストを実施するために F I A メディカルデリゲートまたは医師団長にコンタクトしなければならない。

⁽¹⁾ ヒストリック車両については、これに適合することが推奨される。

1. 4) 改造

製造者が定めた認められた方法に従う場合を除き、製造された当初の様相からのいかなる改造も認められない。付属品はヘルメット製造者の指示に従った方法で取り付けられなければならない。F I A により認められた付属品のみが使用されること。その他いかなる改造が施された、あるいは認められていない付属品（ヘルメットカメラ、バイザーなど）の付いたヘルメットも、F I A ヘルメット公認を無効とする。

1. 5) 最大重量およびコミュニケーションシステム

- － ヘルメットの重量は競技会期間中いかなる時も検査を受ける可能性がありその重量は、すべての付属品および取り付け具を含み、フルフェイス・タイプのヘルメットは1900g、またオープンフェイス・タイプのヘルメットは1700gを超えてはならない。
- － ヘルメットに取りつけられる無線スピーカーは、ラリークロスおよびオートクロス競技会を除き、すべてのサーキット競技およびヒルクライム競技で禁止される（イヤープラグ・タイプの変換器は許される）。医療的見地からのみ、そのドライバーが所属する A S N のメディカル委員会を通じて、特別措置の申請が行なわれてよい。マイクロフォンの取り付けは、上記 1.4) に従う場合のみ行われてよい。

1. 6) 装飾

塗料はヘルメットの帽体の素材と反応を起こし、その保護能力に影響を及ぼす。ヘルメット製造者によって提供されるガイドラインに従

ってヘルメットの塗装を行うのは競技参加者の責務である。塗装に関するガイドラインはヘルメット製造者のウェブサイトで公示されているか、製造者に直接請求して取り寄せるヘルメットユーザーガイドラインに掲載されている。

塗料が内側に染み込んだ場合、ヘルメットライナーの性能に影響を及ぼすため、帽体に有効なマスキングを施すこと。

製造者の取扱説明書は、ステッカーや転写の使用についても考慮すべきである。

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準 8856-2000 (F I A テクニカルリスト No.27) あるいは F I A 基準 8856-2018 (テクニカルリスト No.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (F I A テクニカルリスト No.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準 8856-2018 (テクニカルリスト No.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E (6 シーズン)
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *W E C (シーズン 2020/2021 から)
- *プライオリティ 1 ドライバーとしてリストされている場合、F I A 世界ラリー選手権
- *フォーミュラ 2
- *F I A 世界ラリークロス選手権、全てのドライバー
- *F I A 世界ツーリングカーカップ
- *F I A G T ワールドカップ
- *F I A モータースポーツゲーム : G T C U P
- *G T 3 車両が競う国際シリーズ

- * F I Aクロスカントリーラリー世界選手権のプライオリティドライバーとしてリストされている場合
- * F I Aクロスカントリー・パハ・ワールドカップのプライオリティドライバーとしてリストされている場合
- * F I A世界ラリー選手権のプライオリティ2、3、4ドライバーとして記載されている場合

F I A世界ラリー選手権において、ドライバーは、F I A基準8856-2000あるいはF I A基準8856-2018に従って公認され、ヘルメットを取り外す際の首への負荷を軽減するバラクラバ帽として、テクニカルリストに掲載されたバラクラバ帽の着用が推奨される。

きつ過ぎる着衣は保護能力を引き下げてしまうので、着用者は、これらの着衣がきつ過ぎないことを確実にすること。バラクラバ帽はレーシングスーツの下に着用しなければならない。首、手首、足首は、常に少なくとも2つの防護服で覆われること。バラクラバ帽と最も外側のアンダーウェアは、最低3cm、ドライバーの首まわりに重なるようにすることとし、正面中心線の部分は、少なくとも8cm重なるようにすること。

上半身と下半身のアンダーウェアは、ドライバーの腰の周りで最低7cm重ならなければならない。

正当な医学的理由がある場合には、ドライバーの皮膚と義務付けのF I A承認のアンダーウェアの間に、F I A未承認のアンダーウェアを着用することができる。ただし、ドライバーの肌に接触する非難燃性合成素材の使用は許可されない。

ドライバーとコ・ドライバーは、肌と義務付けのFIA公認の下着との間に、F I A公認ではない追加の防災下着を着用することができる。

オーバーオールの上に着用することが許可されているのは、防炎性でISO15025に準拠した膝パッドまたは肘パッドだけである。

オーバーオールに直接なされる刺繍は、より効果的な遮熱のため、最も外側の生地にはのみ許される。バッジの基部となる生地およびバッジをオーバーオールに縫付ける糸は耐火性でなければならない。糸が防炎性であり、ISO15025に準拠していれば、バッジの縫い目はすべての層を通過できる。ドライバーの着衣への印刷あるいは転写は製品の製造者のみが行い、基準8856-2000または8856-2018で定義されているスーツの性

能を低下させてはならない（詳細な要件および使用に当たっての指示事項については、F I A 基準8856-2000の付則 I または F I A 基準8856-2018の付則 F を参照のこと）。

印刷または転写を使用してカスタマイズされた F I A に承認された 8856-2018 衣服には、製造元からの証明書を添付しなければならない。

単座席のレーシングカーでスタンディングスタートを伴う競技に参加するドライバーは、トラブルが発生した場合にレーススターターの注意を引けるよう、車両の主色と対比して、とても見やすい色のグローブを着用しなければならない。

ドライバーが着用するあらゆる冷却システムを循環する物質も、大気圧と等しい圧力の水または空気以外の物質であってはならない。水システムは、それが機能するために衣類に浸透するようなものであってはならない。

酷暑の中で開催される競技においては、冷却システムを使用することが推奨される（例えば、冷却を目的にデザインされ、F I A 基準8856-2000あるいは F I A 基準8856-2018 に従って公認されたアンダーウェアに接続する等）。

2. 1) バイオメトリック装置

ドライバーはレース中に生体情報を収集するための装置を着用することができる。

- － バイオメトリック装置が F I A 基準8856 に準拠した防護服に組み込まれている場合、その衣服は F I A 基準8856 および 8868-2018 で公認されること。
- － バイオメトリック装置がスタンドアロン装置の場合、装置は F I A 基準8868-2018 でのみ公認されなければならない。この装置は、F I A 基準8856 に準拠した衣服に加えて着用されなければならない。

第3条 前方への頭部の動きの抑制（F H R）

- 3. 1) 当該装置が F I A 基準8858 に従って公認されない限り、国際競技において、頭部や頸部の保護を意図してヘルメットに装置するいかなる装置の着用も禁止される。公認された F H R システムは F I A テクニカルリスト No.29 に掲載される。H A N S 襟部の最小角度は水平

から60° とする。

ドライバーとtheHANS® yoke間に使用されるいかなるパッドも、ドライバーが全てを装備しハーネスを締め車両に着座した時に15mm厚を超えるものであってはならない。パッドはISO15025規格に合致した耐炎性(難燃性)素材で覆われていなければならない。theHANS® yokeの両端から8mmを超える幅があってはならない。

すべての国際格式競技会において、ドライバーおよびコ・ドライバーはFIA承認のFHRシステムを着用しなければならない。ただし、下記の例外あるいは規則が適用される。

FIA承認のFHRシステムの着用は、

- a) ピリオドG以降のフォーミュラ1車両においては、FIA安全委員会発行の書面による特別措置を取得している場合を除き、義務づけられる。
- b) その他のヒストリック車両については推奨される。
- c) 代替エネルギー車両の次のカテゴリーについては義務づけられない：I、III、III A、IV、V電気カート、VII、VIII
- d) 2006年1月1日以前に発行されたテクニカルパスポートを有するカテゴリーII、V、VIの代替エネルギー車両については推奨される。

技術的な理由により、FIA承認のFHRの着用が不可能なその他の車両については、FIA安全委員会に対し特例を申請することが可能である。

3. 2) 使用の条件

FHRシステムは、以下の表に従い、FIA承認品とのみ着用されなければならない。

ヘルメット ⁽²⁾	テザーシステム (テザー、テザー留め具、 およびヘルメット固定点)
FIA 8860(テクニカルリストNo.33、 およびNo.69) FIA 8858(テクニカルリストNo.41) FIA 8859(テクニカルリストNo.49)	FIA 8858(テクニカルリストNo.29)

(2)上記L1項に従い、各選手権においてヘルメットの着用が義務づけられる。

国際モータースポーツ競技規則付則 L 項

F H R 装置は以下に従って装着されなければならない：

a) 「Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition（レース競技における H A N S® 装置のガイドと導入仕様）」

または

b) 「Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition（レース競技における Hybrid & Hybrid Pro 装置のガイドと導入仕様）」

3. 3) F I A 基準 8858-2002、8858-2010、8859-2015、および 8860-2010 適合品との互換性および許される使用

	F H R 8858-2010	テザー (テザー留め具含む) 8858-2010	ヘルメット 固定点 8858-2010	ヘルメット 8858-2010、 8859-2015、 8860-2010、 および 8860-2018
H A N S 8858-2002		○	○	○
テザー (テザー留め具含む) 8858-2002	×		機械的に 互換性があ れば	○
ヘルメット 固定点 8858-2002	○	機械的に 互換性があ れば		×
ヘルメット 8858-2002	○	○	×	

上記の表に示される通りに使用される場合は、FIA 基準 8858-2002、8858-2010、8859-2015、8860-2010、および 8860-2018 は有効である。

第 4 条 安全ベルト

ドライバーは、当該車両が関係する付則 J 項の仕様に合致した安全ベルトによって、競技中、サーキット、ピットレーン、スペシャルステージ、または競技コースで車両が動く状態にある時は、常に適切にシートに拘束されていなければならない。

第 5 条 装身具（ジュエリー）の着用

身体穿孔または金属ネックチェーンの形の装身具（ジュエリー）の

着用は、競技中は禁止されているため、競技開始前に確認される場合がある。

第4章 サーキットにおけるドライブ行為の規律

第1条 信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則H項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

第2条 追い越し、車両のコントロールと走路の範囲

- a) 走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を1台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。

追い迫られている車両のドライバーが、そのバックミラーを十分に使用していないと思われる場合には、旗信号委員は、より速いドライバーがその者を追い越そうとしていることを知らせるために、青旗を振動表示する。青旗を無視したと判断されるドライバーは、審査委員会に報告される。

- b) 追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。

ドライバーは正当な理由なく走路を外れてはならない。順位を守るために2回以上進行方向を変更することは認められない。

順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両1台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための2回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、審査委員会に報告される。

- c) ドライバーは常に走路を使用しなければならず、正当な理由なく走路を離れることはできない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とはみなされない。

理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、ドライバーは再び合流することができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって持続的に優位に立つことがない場合にのみ実施できる。走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

ドライバーは、コース上に破片等を持ち込むこととなるような行為を行った場合、競技会審査委員に報告される場合がある。

- d) 衝突の原因となったり、重大な過誤を繰り返したり、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- e) いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。

第 3 条 レース中に停止した車両

- a) レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が安全に、また退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。
- b) 車両がピットレーンの外側で停止した場合には、その車両がそこにあることが他のドライバーの危険とならないよう、あるいは妨げとならないよう、できる限り速やかに移動させなければならない。

ドライバー自身がその車両を移動させることができない場合、そのドライバーを援助することはコース委員の義務とする。このような援助が、結果としてドライバーのレース復帰につながる場合は、いかなる規則違反もせず、かつ利益を受けることなくそれが行われなければならない。

- c) 走路で実行される修理は、ドライバー自身により車載されている工具および部品を用いて行うことのみが認められる。
- d) いかなる種類の補給も禁止されるが、当該車両が自己のピットに停車している場合は除く。
- e) ドライバーと正規に指名された競技役員以外は車両に触れることは

認められない。ただし、当該車両がピットレーンにある場合は除く。

- f) 走路上で車両を押すことは禁止される。
- g) レースが中断されている間を除き、それがたとえ一時的にはあっても、サーキット上でドライバーによって放棄された車両は、いかなる車両であっても、当該レースを途中棄権したものと見なす。

第4条 ピットレーンへの進入

- a) 第1セーフティカーライン（SC1）からピットレーンまでの走路区間は「ピット入口」と呼称される。
- b) 競技中、ピットレーンへの進入はピット入口を通じてのみ行うことが認められる。
- c) 走路を離れる、もしくはピットレーンに進入しようとするドライバーは、その行為が安全であることを確認すること。
- d) 不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピットレーンに進入する車両の一切のタイヤは、いかなる方向であっても、ピットレーンに進入する車両とコース上の車両を分離する目的でピット入口のコース上に引かれた一切のラインを横断することは禁止される。

第5条 ピットレーンからの退去

- a) ピットレーンの端から第2セーフティカーライン（SC2）までの走路区間は、「ピット出口」と呼称される。
- b) ピットレーン出口には、緑色灯火と赤色灯火（あるいは類似の合図）が設置される。車両は、緑色灯火が点灯（あるいは合図が出されている）時に限りピットレーンを離れることができる。
- c) 不可抗力（審査委員会によってそのように認められた）の場合を除き、ピットレーンを出ようとする車両の一切のタイヤは、ピットを離れる車両とトラック上を走行する車両とを区分する目的でピット出口のトラック上に引かれているいかなるラインも超えてはならない。

第5章 オフロードサーキットにおけるドライブ行為の規律

第1条 信号の遵守

国際モータースポーツ競技規則付則H項に詳述される指示内容は、ドライブ行為に関する本規律の一部とみなされる。すべてのドライバーは、これらを遵守しなければならない。

第2条 追い越し、車両のコントロールと走路の範囲

- a) 走路上に他の車両がない場合には当該走路の幅員の全部を1台の車両が使用することができる。ただし、その車両を追い越そうとする車両によって追い付かれた時に、そのドライバーは、直ちに最初の可能な機会に自分より速いそのドライバーに追い越させなければならない。
- b) 追い越しは、その瞬間の可能性に応じて、左右のいずれの側でも実施することができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れてはならない。順位を守るために2回以上進行方向を変更することは認められない。

順位を守るためにラインを外れたドライバーがレーシングラインに戻った場合には、コーナーに接近する際に走路の端部と自身の車両の間に少なくとも車両1台分の幅をあけること。

ただし、順位を守るための2回以上の進路変更、走路端を越え故意に車両を寄せること、その他の異常な進路変更を伴うような、他のドライバーを妨害するような行為は厳重に禁止される。永続的な優位性をもたらすプッシュまたはその他の接触は固く禁じられる。上述の反則行為をしたと判断されるドライバーは、審査委員会に報告される。

- c) ドライバーは常に走路を使用しなければならない。
理由のいかんにかかわらず車両が走路を退去した場合、下記2. d)を侵さずにドライバーは再び走路に入ることができる。しかしながら、その再合流は、それを行うことが安全であり、その実施によって優位に立つことがない場合にのみ実施できる。疑義を避けるために、走路端部は白線、タイヤの積み重ね、マーカーポールあるいはFIA指名のレースディレクターが居る場合はそれが定める装置、または競技長がブリーフィングで定めることができる。

ラインが走路の端を示しており、走路に車両の一部分も接触していない状態であれば、あるいは車が物理的なマーカーの後ろを通る、または実質的に移動させる場合、ドライバーは走路を退去したものと判断される。

- d) 重大な過誤を繰り返す行為、あるいは車両に対するコントロールの欠如（走路から離脱するような）が見受けられるときは、審査委員会に報告され、一切の当該ドライバーに対し失格に至るまでの罰則を適用することができる。
- e) いかなるときも、車両を不必要に低速で運転したり、不規則に走らせたり、あるいは他のドライバーにとって潜在的に危険と見なされるような運転をすることは許されない。
- f) 規則で許可されていない限り、レースの開始前にホイールを回転（スピン）させることは、指定されたグリッド前エリアでのみ許可されている。
- g) ジョーカーラップがある場合、ドライバーは危険を構成したり他のドライバーを妨げたりしないような方法でジョーカーラップセクションに出入りしなければならない。ジョーカーラップセクションの出口では、主走路上の車が優先される。

第3条 レース中に停止した車両

レース速度を維持することができないという理由で走路を退去する車両のドライバーは、直ちにその退去意志についての合図を行うものとし、かつ、その行動が安全に、また退去地点のできる限り近くで行われるように確保する責任を有するものとする。

第4条 走路から出る

レース中またはチェッカーフラッグが表示された後に走路を離れるつもりであるドライバーは、それを行うことが安全であることを確実にするべきであり、行動が安全に実行されることを確実にする責任がある。

付則 1

次の表の対象となるためには、関連した選手権は次の基準も満たす必要がある。:

- 最少5つの競技で構成されていること。本条項の目的のために、1つの競技の終了とその次の競技のスタートとの間は最低72時間が経過していることを条件としてのみ、競技がその資格を有する。また、各競技は、1つまたは複数のレースを行うことができ、すべてのレースは、最終的な選手権認定順位のために、選手権競技規則に従って考慮されなければならない。2020年、2021年および2022年に終了する選手権については競技の最少数は3とする。
- 最少3つの異なるトラックで開催されること。F I Aにより認められ、ライセンスを付与される一切のサーキット仕様選択肢をこの目的のためにトラックとみなすことができる。2020年、2021年および2022年に終了する選手権についてはトラックの最少数は2とする。
- F I A国際スポーツ規則が遵守され、正規にA S Nにより公認されていること。
- F I A公認トラックにて開催されること。

F I Aカート選手権については、上記の最初の2つの基準は適用されない。

選手権競技の最初のレースでスタートするドライバーが16名未満となる場合は、その選手権でドライバーに付与されるポイント数は削減される。減算は、最低16名を下回るドライバー数の不足に比例し、最低人数を下回るドライバー1名あたり10%の減算に基づき、この不足に関して増加的に計算される(例:16名以上のドライバーがスタートする場合は100%、15名のドライバーがスタートする場合は90%のポイント、14名のドライバーがスタートする場合は80%のポイント、など)。選手権の複数競技の最初のレースでスタートするドライバーが16名を下回る場合、最初のレースをスタートするドライバーの数が最も少ない競技が上記の目的のために決め手となる。2020年、2021年および2022年に終了する選手権については、100%のスーパーライセンス・ポイントを獲得するために最初のレースを出走するドライバーの最少人数は10人とする。

F I Aが認定するすべての国内F I Aフォーミュラ4選手権に出場する

ドライバーは、15歳以上でなければならない（生年月日に拘束される）。15歳未満でF I Aが認定するF I Aフォーミュラ4選手権に参戦したドライバーは、その年およびその競技後の2年間、スーパーライセンス・ポイントを獲得することができない。

ペナルティポイントシステムが適用されるF I A選手権において、何のペナルティポイントも受けずに選手権の期間中に競技したドライバーは、次の表によって確立されている競技結果のポイントに加え2ポイントが与えられる。

下の表に示されているように、F I A F3ワールドカップの勝者には、その競技結果に加えてさらに5ポイントが与えられる。

フリープラクティス専用スーパーライセンス所有者はフリープラクティスセッションの間に少なくとも100kmの完走を成功した後、F I Aフォーミュラ1世界選手権の大会1つにつき1ポイントの追加点が認められるが、ペナルティポイントが一切課されていないことを条件とする。そのような追加点最大10ポイントがスーパーライセンス申請に考慮される。1カレンダー年から最大2つの選手権の結果を累積することができる。ただし、第2回目の選手権のスタート日が当該年の間で最初の選手権の終了日の後になることを条件とする。

ドライバーはF I Aカート選手権で最大12ポイントを累積することができる。カートからのポイントは5年間有効とする。

2人以上のドライバーが同じ車を共有することで年間総合得点順位が達成されるレース選手権では、次の比率に従って各ドライバーのF I Aドライバー分類に関連してポイントが授与される：

- ・プラチナおよびゴールドランクのドライバー：100%
- ・シルバーランクのドライバー：75%
- ・ブロンズランクのドライバー：50%
- ・F I Aドライバー分類に入らないドライバー：ポイントは与えられない。

注：

- i) 以下のポイント表は2020年以降に適用され、2020年に完了した選手権を考慮する。
- ii) ポイントは、最終の選手権結果が達成された年に適用された規定文に従って授与される。

国際モータースポーツ競技規則付則 L 項

表

Position au classement général annuel / Classification in the annual overall points standings	1st	2nd	3rd	4th	5th	6th	7th	8th	9th	10th
Formule 2 de la FIA / FIA Formula 2	40	40	40	30	20	10	8	6	4	3
Indy Car / Indy Car*	40	30	20	10	8	6	4	3	2	1
Formule 3 de la FIA / FIA Formula 3	30	25	20	15	12	9	7	5	3	2
Championnat de Formule E de la FIA / FIA Formula E Championship	30	25	20	10	8	6	4	3	2	1
FIA WEC (LMP1 uniquement) / FIA WEC (LMP1 only)	30	24	20	16	12	10	8	6	4	2
Championnat d'Europe de Formule Régionale par Alpine certifié par la FIA / Formula Regional European Championship by Alpine Certified by FIA	25	20	15	10	7	5	3	2	1	0
Japanese Super Formula / Japanese Super Formula	25	20	15	10	7	5	3	2	1	0
FIA WEC - LMP2 / FIA WEC - LMP2	20	16	12	10	8	6	4	2	0	0
Japanese Super GT500 / Japanese Super GT500	20	16	12	10	7	5	3	2	1	0
F3 Régionale Asie certifiée par la FIA / F3 Regional Asian certified by FIA	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
Championnat américaines de Formule Régionale / Formula Regional Americas Championship	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
Championnat japonais de Formule Régionale certifié par la FIA / Formula Regional Japanese Championship Certified by FIA	18	14	12	10	6	4	3	2	1	0
IMSA Prototype (à l'exclusion de LMP3) / IMSA Prototype (excluding LMP3) *	18	14	10	8	6	4	2	1	0	0
DTM / DTM	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
FIA WTCC / FIA WTCC	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
International Supercars Championship / International Supercars Championship*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
NASCAR Cup / NASCAR Cup*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Indy Light / Indy Light*	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
W Series / W Series	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Euroformula Open / Euroformula Open	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Japanese Super Formula Lights	15	12	10	7	5	3	2	1	0	0
Championnats Nationaux de Formule 4 certifiés par la FIA / National FIA Formula 4 Championships Certified by FIA	12	10	7	5	3	2	1	0	0	0
FIA WEC-LMGT-Pro / FIA WEC-LMGT-Pro	12	10	7	5	3	2	1	0	0	0
Asian/ELMS Prototype (à l'exclusion de LMP3) / Asian/ELMS Prototype (excluding LMP3)	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
FIA WEC-LMGT-Am / FIA WEC-LMGT-Am	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
IMSA GTLM / IMSA GTLM*	10	8	6	4	2	0	0	0	0	0
Championnats Nationaux de F3 / National F3 Championships	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
Indy Pro 2000*	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
NASCAR National / NASCAR National*	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
Toyota Racing Series New Zealand / Toyota Racing Series New Zealand	10	7	5	3	1	0	0	0	0	0
International GT3 Series / International GT3 Series	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0
Championnat du Monde FIA karting en Cat. Senior / FIA karting World Championships in Senior Cat.	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0
Championnats Continentaux FIA karting en Cat. Senior / FIA karting Continental Championships in Senior Cat.	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
Championnat du Monde FIA karting en Cat. Junior / FIA karting World Championships in Junior Cat.	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0
Championnats Continentaux FIA karting en Cat. Junior / FIA karting Continental Championships in Junior Cat.	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0

-フォーミュラV8 3. 5およびフォーミュラアカデミー (FFSA) 2017年。

-FIAフォーミュラ3ヨーロッパ、GP3シリーズ、およびフォーミュラ・ルノーユーロカップまたはNECは、2017年、2018年。

*FIA公認トラックですべてのラウンド (ロードコース) が開催されることを条件とする。

付則 2

W A D B の同意宣言

すべての国際運転免許証申請書または手順には、モータースポーツ事故の場合の個人の機密データの処理に関する次のテキストを含めなければなりません。

この申請の対象である免許保有者がモータースポーツ競技中に事故に巻き込まれた場合、ライセンス機関 (ASN) は、事故の状況に関する個人データまたは医療データを F I A 世界事故データベース (「W A D B」) に提出することを求められる場合がある。

W A D B を介して処理する目的で収集された事故データは、データ対象が以下の条件または同等の条件でこれに明示的に同意し、同意がデータ管理者に通知されていない限り、提出も処理もされない。

W A D B の同意宣言

私 (署名者) は、モータースポーツの事故または事件への関与に関連し、当該事故または事件の状況および負傷を含むその即時結果のみに関連する、個人情報および機密データ (医療情報など) を含む、F I A または国内スポーツ権能 (National Sporting Authority) を代表する適切な権限を与えられた人による、自分に関連するデータの収集、使用、および処理に明示的に同意します。

私 (署名者) は、自身のライセンスが失効した後でも電子的にデータを保存し、モータースポーツ競技の安全性を向上させるための研究を唯一の目的として、私のライセンスの有効期間中および失効後にも、世界モータースポーツ事故データベース ("W A D B") でそのデータをいつでも使用できることに同意します。

私 (署名者) は、F I A が発行した W A D B ガイドを読み、完全に理解したことを認めます。このガイドは、私が私の個人データへのアクセス、その修正、正当な理由での処理に対する抑制または反対を要求できる条件を含めて、そのようなデータの収集と処理に関する詳細情報を提供します。

このボックス をチェックすることで、署名者である申請者である私は、現在の W A D B 同意宣言を **理解し、同意する** ことを確認します。

2023年の変更 (第1章)

第3条 インターナショナルグレードG (ITG)

3. 3) 資格基準

申請者は、国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第4条 インターナショナルグレードF (ITF)

4. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードGライセンスまたは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第5条 インターナショナルグレードE (ITE)

5. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードFまたはGライセンス、あるいは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第6条 インターナショナルグレードD (ITD-C)

6. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第7条 インターナショナルグレードD (ITD-R)

7. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、第1条9に定めるASN承認の競技に少なくとも5回出場し、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行うことが確認されていなければならない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第8条 インターナショナルグレードC (ITC-C)

8. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードEライセンスまたは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定する競技において、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行ったことが確認されなければならない：

- a) ITD-Cライセンスで、ASN承認のサーキット競技に少なくとも5回出場していること。
または
- b) ITEライセンスで、ASN承認のサーキット競技に10回以上出場していること。
または
- c) 同等グレードの国内ライセンスで、少なくとも10回のASN承認競技（最低5回のサーキット競技）に出場していること。
カート、シングルシーター、GT、ツーリングカー、オートクロス、ラリークロス、ヒストリックサーキット、およびトラック、またはそれと同等な競技（ドリフトを除く）。
その他の種目の競技は一切考慮されない。
疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第9条 インターナショナルグレードC（ITC-R）

9. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードD-Rライセンスまたは同グレードの国内ライセンスを保有し、以下の資格を完了してなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定する競技において、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行ったことが確認されなければならない。

- a) ITD-Rライセンスで、ASN承認のRoad（道路）競技に少なくとも5回出場していること。
または
- b) 同等グレードの国内ライセンスで、少なくとも10回のASN承認競技（最低5回のRoad（道路）競技）に出場していること。
スポーツラリー、クロスカントリーあるいはヒルクライム、ま

たはそれと同等な競技。

その他の種目の競技は一切考慮されない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、開催国のASNからの報告を要求すること。

第10条 インターナショナルグレードB (ITB)

10. 3) 資格基準

申請者は、国際グレードC-Cライセンスを保有し、以下の資格を完了していなければならない。

ドライバーは、申請前2年以内に、第1条9に規定するASN承認のサーキット競技において、少なくとも5回、ライセンス発給元のASNが満足する競技を行ったことが確認されなければならない。その2年間に2020年または2021年が含まれる場合、申請前の3年間で代わりに考慮される。

単座席、プロトタイプ、GT、またはツーリングカーの競技で、最低限必要なライセンスがITC-Cである場合。

その他の種目の競技は一切考慮されない。

疑義を避けるため、ライセンス発給元のASNは、ライセンス発給元のASNが承認していない競技である場合、競技の親ASNからの報告を要求すること。

2023年の変更 (第3章)

第2条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、FIA基準8856-2000 (FIAテクニカルリストNo.27) あるいはFIA基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (FIAテクニカルリストNo.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）を着用しなければならない。

- *フォーミュラE（6シーズン）
- *フォーミュラ1世界選手権
- *WEC（2021年シーズンから）
- *F I A世界ラリー選手権のプライオリティ1ドライバーとしてリストされている場合。
- *フォーミュラ2
- *F I A世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A世界ツーリングカーカップ
- *F I A GTワールドカップ
- *F I Aモータースポーツゲーム：GT CUP
- *GT3車両が競う国際シリーズ
- *F I A世界ラリー選手権のプライオリティ2、3、4ドライバーとしてリストされている場合。
- *F I Aクロスカンントリーラリー世界選手権のすべてのドライバー
- *F I Aクロスカンントリーラリー・バハ・ワールドカップのすべてのドライバー
- *フォーミュラ3

2024年の変更（第3章）

第2条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカンントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A基準8856-2000（F I AテクニカルリストNo.27）あるいはF I A基準8856-2018（テクニカルリストNo.74）に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ（コ・ドライバーについては任意）（F I AテクニカルリストNo.27）を着用しなければならない。

国際モータースポーツ競技規則付則 L 項

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E (6 シーズン)
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *W E C (2021年シーズンから)
- *F I A 世界ラリー選手権のプライオリティ 1 ドライバーとしてリストされている場合。
- *フォーミュラ 2
- *F I A 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A 世界ツーリングカーカップ
- *F I A G T ワールドカップ
- *F I A モータースポーツゲーム : G T C U P
- *G T 3 車両が競う国際シリーズ
- *F I A 世界ラリー選手権のプライオリティ 2、3、4 ドライバーとしてリストされている場合。
- *F I A クロスカントリーラリー世界選手権のすべてのドライバー
- *F I A クロスカントリーラリー・バハ・ワールドカップのすべてのドライバー
- *フォーミュラ 3
- *フォーミュラ (3) リージョナル
- *F I A ヨーロッパラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A ヨーロッパラリー選手権
- *F I A 世界ラリー選手権のすべてのドライバー

2026年の変更 (第3章)

第 2 条 耐火炎被服

国際スポーツカレンダーに登録されているサーキット競技、ヒルクライム、ラリーのスペシャルステージおよびクロスカントリーラリーのセレクトティブセクションにおいては、すべてのドライバーとコ・ドライバーは、F I A 基準8856-2000 (F I A テクニカルリストNo.27) あるいは F

I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) (F I A テクニカルリストNo.27) を着用しなければならない。

以下の選手権に参加するドライバーは、F I A 基準8856-2018 (テクニカルリストNo.74) に従って公認されたオーバーオール、長袖・長ズボンのアンダーウェア、バラクラバ帽、ソックス、シューズおよびグローブ (コ・ドライバーについては任意) を着用しなければならない。

- *フォーミュラ E (6 シーズン)
- *フォーミュラ 1 世界選手権
- *W E C (2021年シーズンから)
- *F I A 世界ラリー選手権のプライオリティ 1 ドライバーとしてリストされている場合。
- *フォーミュラ 2
- *F I A 世界ラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A 世界ツーリングカーカップ
- *F I A G T ワールドカップ
- *F I A モータースポーツゲーム: G T C U P
- *G T 3 車両が競う国際シリーズ
- *F I A 世界ラリー選手権のプライオリティ 2、3、4 ドライバーとしてリストされている場合。
- *F I A クロスカンントリーラリー世界選手権のすべてのドライバー
- *F I A クロスカンントリーラリー・バハ・ワールドカップのすべてのドライバー
- *フォーミュラ 3
- *フォーミュラ (3) リージョナル
- *F I A ヨーロッパラリークロス選手権のすべてのドライバー
- *F I A ヨーロッパラリー選手権
- *F I A 世界ラリー選手権のすべてのドライバー
- *F I A リージョナルラリー選手権